

2.2.11 公害等の状況

(1) 公害苦情処理件数

調査対象地域における公害苦情の発生件数は、表 2-43 に示すとおりです。

令和 4 年度の横浜市における公害苦情総数は 1,632 件であり、公害苦情の多い項目としては騒音の 504 件、大気汚染の 459 件、悪臭の 391 件となっています。計画区域がある瀬谷区において、公害苦情総数は 55 件です。公害苦情の多い項目を行政区分ごとにみると、瀬谷区では悪臭 17 件、旭区では騒音 31 件、緑区では大気汚染 43 件、大和市では騒音 34 件、町田市では騒音 57 件となっています。

表 2-43 公害苦情の発生件数（令和 4 年度）

単位：件

項目	総数	大気汚染	水質汚濁	土壌汚染	騒音	振動	地盤沈下	悪臭	その他
横浜市	1,632	459	73	0	504	195	0	391	10
瀬谷区	55	14	5	0	12	7	0	17	0
旭区	105	29	10	0	31	13	0	22	0
緑区	108	43	5	0	23	9	0	28	0
大和市	85	27	1	—	34	5	—	15	3
町田市	162	56 ^{注3}	13	0	57	12	—	22	2

注 1：「—」は、計画区域のある行政区分

注 2：「—」は調査項目がないことを示しています。

注 3：原典では、「ばい煙・粉じん」と表記しています。

注 4：令和 4 年度の値

資料：「横浜市統計書」（横浜市ホームページ 令和 6 年 3 月閲覧）

「統計概要 令和 5 年度」（大和市ホームページ 令和 6 年 3 月閲覧）

「町田市統計書」（町田市ホームページ 令和 6 年 3 月閲覧）

(2) 大気汚染の状況

一般環境大気測定局及び自動車排出ガス測定局の位置は図 2-2 (p. 2-3 参照) に、環境基準の適合条件は表 2-44 に、各測定局の最新 5 年分 (平成 30 年度～令和 4 年度) の測定結果は、表 2-45 に示すとおりです。

計画区域に最も近い一般環境大気測定局は、計画区域の南西側約 1.2km に位置する大和市役所測定局であり、次いで計画区域の南側約 4.0km に位置する瀬谷区南瀬谷小学校測定局です。計画区域に最も近い自動車排出ガス測定局は、計画区域の南側約 2.2km に位置する大和市深見台交差点測定局であり、次いで計画区域の南東側約 3.3km に位置する旭区都岡小学校測定局です。

二酸化硫黄は一般環境大気測定局でのみ測定されており、全ての年度で環境基準に適合していました。

浮遊粒子状物質は 6 測定局で測定されており、全ての年度で環境基準に適合していました。

一酸化炭素は、自動車排出ガス測定局で測定されており、全ての年度で環境基準に適合していました。

二酸化窒素は 6 測定局で測定されており、全ての年度で環境基準に適合していました。

微小粒子状物質は、旭区都岡小学校測定局を除く 5 測定局で測定されており、全ての年度で環境基準に適合していました。

光化学オキシダントは一般環境大気測定局でのみ測定されており、全ての年度で環境基準に不適合でした。なお、「令和 4 年度 大気汚染・水質汚濁、交通騒音・地盤沈下の状況」(横浜市ホームページ 令和 6 年 3 月閲覧)によると、平成 2 年度から 33 年連続で全局不適合が続いていますが、これは全国的にも同様の傾向です。

ダイオキシン類は、瀬谷区南瀬谷小学校測定局と緑区三保小学校で測定されており、全ての年度で環境基準に適合していました。

表 2-44 大気汚染に係る環境基準の適合条件について

大気汚染物質	評価方法	環境基準に適合するための条件
二酸化硫黄 (SO ₂)	長期的評価・短期的評価の併用	【長期的評価】 日平均値が 0.04ppm を超えた日数が 1 年間で 2% (7日 ^{注1}) 以内であり、かつ、日平均値が 0.04ppm を超えた日が 2 日以上連続しないこと。 【短期的評価】 1 時間値が 0.1ppm を超えないこと。 日平均値が 0.04ppm を超えないこと。
浮遊粒子状物質 (SPM)		【長期的評価】 日平均値が 0.10mg/m ³ を超えた日数が 1 年間で 2% (7日 ^{注1}) 以内であり、かつ、日平均値が 0.10mg/m ³ を超えた日が 2 日以上連続しないこと。 【短期的評価】 1 時間値が 0.20mg/m ³ を超えないこと。 日平均値が 0.10mg/m ³ を超えないこと。
一酸化炭素 (CO)		【長期的評価】 日平均値が 10ppm を超えた日数が 1 年間で 2% (7日 ^{注1}) 以内であり、かつ、日平均値が 10ppm を超えた日が 2 日以上連続しないこと。 【短期的評価】 8 時間平均値が 20ppm を超えないこと。 日平均値が 10ppm を超えないこと。
二酸化窒素 (NO ₂) ^{注3}	98%値評価	日平均値が 0.06ppm を超えた日数が 1 年間で 2% (7日 ^{注2}) 以内であること。 <small>注4注5</small>
微小粒子状物質 (PM _{2.5})	年平均値評価・98%値評価の併用	年平均値が 15 μg/m ³ 以下であり、かつ、1 年間で日平均値が 35 μg/m ³ を超えた日数が 1 年間で 2% (7日 ^{注2}) 以内であること。
光化学オキシダント (O _x)	短期的評価	1 年間で昼間 (5時~20時) のすべての 1 時間値が 0.06ppm 以下であること。
ダイオキシン類	年平均値評価	複数回の測定値の年平均値で 0.6pg-TEQ/m ³ 以下であること。

注 1 : 2%除外値で評価する二酸化硫黄、浮遊粒子状物質及び一酸化炭素の長期的評価について、有効測定日数が 325 日以上ある場合、許容日数は 7 日となります。

注 2 : 98%値で評価する二酸化窒素及び微小粒子状物質は、有効測定日数が 326 日以上ある場合、許容日数は 7 日となります。

注 3 : 二酸化窒素の環境基準は、1 時間値の 1 日平均値が 0.04ppm から 0.06ppm までのゾーン内又はそれ以下であること。

注 4 : 横浜市では環境基準のゾーン下限値 (0.04ppm) を環境目標値としています。

注 5 : 「1 日平均値が 0.04ppm 以下の地域にあたっては、原則として 0.04ppm を大きく上回らないよう防止に努めるよう配慮されたい。」(環境省通達「二酸化窒素に係る環境基準の改定について」(環大企 262 号 昭和 53 年 7 月) より抜粋)

資料 : 「令和 4 年度 神奈川の大気汚染」(神奈川県ホームページ 令和 6 年 3 月閲覧)

「生活環境保全推進ガイドライン」(横浜市 令和元年 3 月)

表 2-45(1) 大気質測定結果（二酸化硫黄）

【一般環境大気測定局】

測定局	年度	年平均値 (ppm)	日平均値の 2%除外値 (ppm)	日平均値が0.04ppmを 超えた日が2日以上 連続したことの有無	1時間値が 0.1ppmを 超えた時間数 (時間)	日平均値が 0.04ppmを 超えた日数 (日)	環境基準の 適合・不適合 (長期・短期的 評価)
瀬谷区南瀬谷 小学校測定局	平成30	0.002	0.004	無	0	0	○
	令和元	0.002	0.003	無	0	0	○
	令和2	0.002	0.003	無	0	0	○
	令和3	0.002	0.003	無	0	0	○
	令和4	0.002	0.003	無	0	0	○
緑区三保 小学校測定局	平成30	0.002	0.003	無	0	0	○
	令和元	0.002	0.003	無	0	0	○
	令和2	0.002	0.002	無	0	0	○
	令和3	0.002	0.002	無	0	0	○
	令和4	0.002	0.002	無	0	0	○
大和市役所 測定局	平成30	0.002	0.004	無	0	0	○
	令和元	0.001	0.003	無	0	0	○
	令和2	0.001	0.002	無	0	0	○
	令和3	0.001	0.002	無	0	0	○
	令和4	0.001	0.002	無	0	0	○
町田市金森	平成30	0.001	0.002	無	0	0	○
	令和元	0.001	0.002	無	0	0	○
	令和2	0.001	0.002	無	0	0	○
	令和3	0.001	0.002	無	0	0	○
	令和4	0.001	0.002	無	0	0	○

注1：環境基準適合状況

○：長期的評価、短期的評価ともに適合

※環境基準：1時間値の1日平均値が0.04ppm以下であり、かつ、1時間値が0.1ppm以下であること。

資料：「平成30年度～令和4年度 大気汚染・水質汚濁、交通騒音・地盤沈下の状況」（横浜市ホームページ 令和6年3月閲覧）

「平成30年度～令和4年度 神奈川の大気汚染」（神奈川県ホームページ 令和6年3月閲覧）

「平成30年度～令和元年度 大気汚染常時測定結果のまとめ」（東京都環境局ホームページ 令和6年3月閲覧）

「令和2年度～令和3年度 大気汚染常時測定局測定結果報告」（東京都環境局ホームページ 令和6年3月閲覧）

「東京都一般環境大気測定局（一般局）の測定結果 2022（令和4）年度」（東京都環境局ホームページ 令和6年3月閲覧）

表 2-45(2) 大気質測定結果（浮遊粒子状物質）

【一般環境大気測定局】

測定局	年度	年平均値 (mg/m ³)	日平均値の 2%除外値 (mg/m ³)	日平均値が0.10mg/m ³ を 超えた日が2日以上連続 したことの有無	1時間値が 0.20mg/m ³ を 超えた時間数 (時間)	日平均値が 0.10mg/m ³ を 超えた日数 (日)	環境基準の 適合・不適合 (長期・短期的 評価)
瀬谷区南瀬谷 小学校測定局	平成30	0.019	0.054	無	0	0	○
	令和元	0.018	0.048	無	0	0	○
	令和2	0.016	0.041	無	0	0	○
	令和3	0.016	0.035	無	0	0	○
	令和4	0.017	0.034	無	0	0	○
緑区三保 小学校測定局	平成30	0.018	0.045	無	0	0	○
	令和元	0.017	0.041	無	0	0	○
	令和2	0.017	0.045	無	0	0	○
	令和3	0.015	0.035	無	0	0	○
	令和4	0.016	0.031	無	0	0	○
大和市役所 測定局	平成30	0.013	0.036	無	0	0	○
	令和元	0.011	0.033	無	0	0	○
	令和2	0.010	0.028	無	0	0	○
	令和3	0.010	0.024	無	0	0	○
	令和4	0.010	0.024	無	0	0	○
町田市金森	平成30	0.016	0.051	無	0	0	○
	令和元	0.014	0.043	-	-	-	○
	令和2	0.013	0.040	無	0	0	○
	令和3	0.011	0.027	無	0	0	○
	令和4	0.011	0.025	-	-	-	○

【自動車排出ガス測定局】

測定局	年度	年平均値 (mg/m ³)	日平均値の 2%除外値 (mg/m ³)	日平均値が0.10mg/m ³ を 超えた日が2日 以上連続したことの有無	1時間値が 0.20mg/m ³ を 超えた時間数 (時間)	日平均値が 0.10mg/m ³ を 超えた日数 (日)	環境基準の 適合・不適合 (長期・短期的 評価)
旭区都岡 小学校測定局	平成30	0.017	0.045	無	0	0	○
	令和元	0.015	0.045	無	0	0	○
	令和2	0.015	0.037	無	0	0	○
	令和3	0.014	0.031	無	0	0	○
	令和4	0.016	0.035	無	0	0	○
大和市深見台 交差点測定局	平成30	0.015	0.040	無	0	0	○
	令和元	0.013	0.034	無	0	0	○
	令和2	0.012	0.034	無	0	0	○
	令和3	0.011	0.023	無	0	0	○
	令和4	0.011	0.025	無	0	0	○

注1：環境基準適合状況

○：長期的評価、短期的評価ともに適合

※環境基準：1時間値の1日平均値が0.10mg/m³以下であり、かつ、1時間値が0.20mg/m³以下であること。

資料：「平成30年度～令和4年度 大気汚染・水質汚濁、交通騒音・地盤沈下の状況」(横浜市ホームページ 令和6年3月閲覧)

「平成30年度～令和4年度 神奈川の大気汚染」(神奈川県ホームページ 令和6年3月閲覧)

「平成30年度～令和元年度 大気汚染常時測定結果のまとめ」(東京都環境局ホームページ 令和6年3月閲覧)

「令和2年度～令和3年度 大気汚染常時測定局測定結果報告」(東京都環境局ホームページ 令和6年3月閲覧)

「東京都一般環境大気測定局(一般局)の測定結果 2022(令和4)年度」(東京都環境局ホームページ 令和6年3月閲覧)

表 2-45(3) 大気質測定結果（一酸化炭素）

【自動車排出ガス測定局】

測定局	年度	年平均値 (ppm)	日平均値の 2%除外値 (ppm)	8時間平均値が 20ppmを超えた 回数 (回)	日平均値が10ppm を超えた日が2 日以上連続した ことの有無	日平均値が 10ppmを超えた 日数(日)	環境基準の 適合・不適合 (長期・短期的 評価)
旭区都岡 小学校測定局	平成30	0.5	1.0	0	無	0	○
	令和元	0.5	0.9	0	無	0	○
	令和2	0.5	0.9	0	無	0	○
	令和3	0.4	0.8	0	無	0	○
	令和4	0.5	0.8	0	無	0	○
大和市深見台 交差点測定局	平成30	0.2	0.6	0	無	0	○
	令和元	0.2	0.5	0	無	0	○
	令和2	0.1	0.5	0	無	0	○
	令和3	0.2	0.5	0	無	0	○
	令和4	0.3	0.5	0	無	0	○

注1：環境基準適合状況

○：長期的評価、短期的評価ともに適合

※環境基準：1時間値の1日平均値が10ppm以下であり、かつ、8時間平均値が20ppm以下であること。

資料：「平成30年度～令和4年度 大気汚染・水質汚濁、交通騒音・地盤沈下の状況」(横浜市ホームページ 令和6年3月閲覧)

「平成30年度～令和4年度 神奈川の大気汚染」(神奈川県ホームページ 令和6年3月閲覧)

表 2-45(4) 大気質測定結果（二酸化窒素）

【一般環境大気測定局】

測定局	年度	年平均値 (ppm)	日平均値の 年間98%値 (ppm)	日平均値が0.06ppm を超えた日数 (日)	98%値評価による 日平均値が0.06ppm を超えた日数(日)	環境基準の適合・不適合 (98%値評価)
瀬谷区南瀬谷 小学校測定局	平成30	0.013	0.035	0	0	○
	令和元	0.013	0.028	0	0	○
	令和2	0.012	0.030	0	0	○
	令和3	0.012	0.028	0	0	○
	令和4	0.011	0.027	0	0	○
緑区三保 小学校測定局	平成30	0.012	0.033	0	0	○
	令和元	0.012	0.027	0	0	○
	令和2	0.011	0.027	0	0	○
	令和3	0.010	0.025	0	0	○
	令和4	0.010	0.025	0	0	○
大和市役所 測定局	平成30	0.015	0.033	0	0	○
	令和元	0.014	0.028	0	0	○
	令和2	0.014	0.030	0	0	○
	令和3	0.013	0.027	0	0	○
	令和4	0.012	0.027	0	0	○
町田市金森	平成30	0.011	0.028	0	0	○
	令和元	0.010	0.024	-	-	○
	令和2	0.010	0.025	0	0	○
	令和3	0.010	0.022	0	0	○
	令和4	0.010	0.023	-	-	○

【自動車排出ガス測定局】

測定局	年度	年平均値 (ppm)	日平均値の 年間98%値 (ppm)	日平均値が0.06ppm を超えた日数 (日)	98%値評価による 日平均値が0.06ppm を超えた日数(日)	環境基準の適合・不適合 (98%値評価)
旭区都岡 小学校測定局	平成30	0.017	0.036	0	0	○
	令和元	0.017	0.031	0	0	○
	令和2	0.016	0.033	0	0	○
	令和3	0.017	0.032	0	0	○
	令和4	0.018	0.032	0	0	○
大和市深見台 交差点測定局	平成30	0.018	0.041	0	0	○
	令和元	0.017	0.034	0	0	○
	令和2	0.016	0.033	0	0	○
	令和3	0.016	0.033	0	0	○
	令和4	0.015	0.032	0	0	○

注1：環境基準適合状況

○：98%値評価に適合

※環境基準：1時間値の1日平均値が0.04ppmから0.06ppmまでのゾーン内又はそれ以下であること。

資料：「平成30年度～令和4年度 大気汚染・水質汚濁、交通騒音・地盤沈下の状況」(横浜市ホームページ 令和6年3月閲覧)

「平成30年度～令和4年度 神奈川の大気汚染」(神奈川県ホームページ 令和6年3月閲覧)

「平成30年度～令和元年度 大気汚染常時測定結果のまとめ」(東京都環境局ホームページ 令和6年3月閲覧)

「令和2年度～令和3年度 大気汚染常時測定局測定結果報告」(東京都環境局ホームページ 令和6年3月閲覧)

「東京都一般環境大気測定局(一般局)の測定結果 2022(令和4)年度」(東京都環境局ホームページ 令和6年3月閲覧)

表 2-45(5) 大気質測定結果（微小粒子状物質）

【一般環境大気測定局】

測定局	年度	年平均値 ($\mu\text{g}/\text{m}^3$)	日平均値の年間98%値 ($\mu\text{g}/\text{m}^3$)	日平均値が $35\mu\text{g}/\text{m}^3$ を超えた日数(日)	環境基準の適合・不適合 (年平均値評価・98%値評価)
瀬谷区南瀬谷 小学校測定局	平成30	12.6	26.0	1	○
	令和元	10.9	23.3	1	○
	令和2	10.4	24.4	1	○
	令和3	9.8	22.0	0	○
	令和4	10.0	19.4	0	○
緑区三保 小学校測定局	平成30	9.5	23.2	0	○
	令和元	7.8	19.3	0	○
	令和2	7.6	20.0	0	○
	令和3	5.7	15.5	0	○
	令和4	5.9	14.0	0	○
大和市役所 測定局	平成30	10.9	24.0	1	○
	令和元	8.8	21.5	0	○
	令和2	7.6	20.4	0	○
	令和3	7.5	18.4	0	○
	令和4	8.1	17.6	0	○
町田市金森	平成30	10.9	26.1	0	○
	令和元	9.0	21.3	-	○
	令和2	8.3	21.7	0	○
	令和3	7.4	18.2	0	○
	令和4	7.9	18.3	-	○

【自動車排出ガス測定局】

測定局	年度	年平均値 ($\mu\text{g}/\text{m}^3$)	日平均値の年間98%値 ($\mu\text{g}/\text{m}^3$)	日平均値が $35\mu\text{g}/\text{m}^3$ を超えた日数(日)	環境基準の適合・不適合 (年平均値評価・98%値評価)
大和市深見台 交差点測定局	平成30	11.9	26.6	0	○
	令和元	10.6	23.9	0	○
	令和2	9.4	23.3	0	○
	令和3	8.3	20.2	0	○
	令和4	8.6	18.8	0	○

注1：環境基準適合状況

○：年平均値が $15\mu\text{g}/\text{m}^3$ 以下、かつ98%値評価に適合

×：年平均値が $15\mu\text{g}/\text{m}^3$ を超過、もしくは98%値評価に不適合

※環境基準：年間で日平均値が $35\mu\text{g}/\text{m}^3$ を超えた日数が有効測定日数の2%以内であり、かつ、年平均値が $15\mu\text{g}/\text{m}^3$ 以下であること。

資料：「平成30年度～令和4年度 大気汚染・水質汚濁、交通騒音・地盤沈下の状況」（横浜市ホームページ 令和6年3月閲覧）

「平成30年度～令和4年度 神奈川の大気汚染」（神奈川県ホームページ 令和6年3月閲覧）

「平成30年度～令和元年度 大気汚染常時測定結果のまとめ」（東京都環境局ホームページ 令和6年3月閲覧）

「令和2年度～令和3年度 大気汚染常時測定局測定結果報告」（東京都環境局ホームページ 令和6年3月閲覧）

「東京都一般環境大気測定局（一般局）の測定結果 2022（令和4）年度」（東京都環境局ホームページ 令和6年3月閲覧）

表 2-45(6) 大気質測定結果（光化学オキシダント）

【一般環境大気測定局】

測定局	年度	昼間の1時間値の 年平均値 (ppm)	昼間の1時間値が 0.06ppmを超えた日数	昼間の1時間値が 0.06ppmを超えた時間数	環境基準の適合・不適合 (短期的評価)
瀬谷区南瀬谷 小学校測定局	平成30	0.031	62	347	×
	令和元	0.031	57	273	×
	令和2	0.031	55	228	×
	令和3	0.032	53	210	×
	令和4	0.031	49	217	×
緑区三保 小学校測定局	平成30	0.032	77	407	×
	令和元	0.030	63	322	×
	令和2	0.031	67	302	×
	令和3	0.032	67	285	×
	令和4	0.031	64	287	×
大和市役所 測定局	平成30	0.031	61	336	×
	令和元	0.031	52	282	×
	令和2	0.031	58	227	×
	令和3	0.031	45	188	×
	令和4	0.030	43	180	×
町田市金森	平成30	0.036	102	546	×
	令和元	0.036	-	-	×
	令和2	0.035	90	502	×
	令和3	0.037	95	500	×
	令和4	0.035	-	-	×

注1：環境基準適合状況

×：不適合

※環境基準：1時間値が0.06ppm以下であること。

資料：「平成30年度～令和4年度 大気汚染・水質汚濁、交通騒音・地盤沈下の状況」（横浜市ホームページ 令和6年3月閲覧）

「平成30年度～令和4年度 神奈川の大気汚染」（神奈川県ホームページ 令和6年3月閲覧）

「平成30年度～令和元年度 大気汚染常時測定結果のまとめ」（東京都環境局ホームページ 令和6年3月閲覧）

「令和2年度～令和3年度 大気汚染常時測定局測定結果報告」（東京都環境局ホームページ 令和6年3月閲覧）

「東京都一般環境大気測定局（一般局）の測定結果 2022（令和4）年度」（東京都環境局ホームページ 令和6年3月閲覧）

表 2-45(7) 大気質測定結果（ダイオキシン類）

【一般環境大気測定局】

測定局	年度	年平均値 (pg-TEQ/m ³)	環境基準の適合・不適合 (年平均値評価)
瀬谷区南瀬谷 小学校測定局	平成21	0.030	○
	平成24	0.017	○
	平成27	0.017	○
	平成30	0.013	○
	令和3	0.016	○
緑区 三保小学校	平成20	0.028	○
	平成23	0.016	○
	平成26	0.017	○
	平成29	0.017	○
	令和2	0.016	○

注1：ダイオキシン類の測定は平成19年度から3年毎の測定。

注2：環境基準適合状況

○：適合

※環境基準：1年平均値が0.6pg-TEQ/m³以下であること。

資料：「平成20年度～令和3年度 神奈川の大気汚染」（神奈川県ホームページ 令和6年3月閲覧）

(3) 水質汚濁の状況

① 河川の水質

調査区域における公共用水域及び中小河川水質測定結果は表 2-46、測定地点は図 2-9 (p. 2-16 参照) 及び図 2-10 (p. 2-17 参照) に示すとおりです。調査区域の公共用水域水質測定地点は鶴間橋 (大和市) (境川、測定地点: 3) があります。

鶴間橋 (大和市) (境川、測定地点: 3) の pH、BOD、SS、D0 は、最近 3 年間 (平成 30 年度～令和 2 年度) において環境基準に適合しています。

表 2-46 河川の水質測定結果

水系名	河川名	環境基準類型	測定地点名		年度	水素イオン濃度指数 (pH)	溶存酸素量 (D0)	生物化学的酸素要求量 (BOD)	浮遊物質量 (SS)	大腸菌群数 (大腸菌数)
							mg/L	mg/L	mg/L	MPN/100mL (CFU/100mL)
境川	境川	D	1	鶴間橋 (町田市)	H30	7.4	9.3	1.1	3	-
					本測定地点の水質調査は平成 30 年度調査をもって終了しています。					
	境川	D	2	鶴間一号橋	H30	7.6	10.6	0.8	2	-
					R1	7.9	11.0	1.1	1	-
					R2	8.1	11.2	1.2	3	-
					R3	8.0	12.0	0.7	2	-
					R4	8.1	12.0	1.3	2	(1100)
	境川	D	3	鶴間橋 (大和市)	H30	7.8	10.0	1.3	3	7.8×10^3
					R1	7.7	9.7	1.0	3	5.7×10^3
					R2	7.8	9.7	1.5	3	5.4×10^3
					R3	-	-	-	-	-
					R4	-	-	-	-	-
	境川	D	4	新道大橋	H30	7.4	8.0	3.7	3	1.4×10^4
					R1	7.4	8.4	2.6	3	5.1×10^3
					R2	7.6	8.6	2.5	3	1.8×10^3
					R3	-	-	-	-	-
R4					-	-	-	-	-	
帷子川	帷子川	B	5	水道橋	H30	8.0	9.0	1.2	4	2.2×10^4
					R1	8.0	9.2	1.5	4	2.1×10^3
					R2	8.1	9.5	1.1	5	2.7×10^3
					R3	8.1	9.8	0.9	3	9.5×10^3
					R4	8.1	9.3	1.2	3	(980)

注 1: 「-」は測定を行っていないことを示します。

注 2: 環境基準値 (B 類型)

水素イオン濃度指数 : 6.5 以上 8.5 以下

溶存酸素量 : 5 mg/L 以上

生物化学的酸素要求量 : 3 mg/L 以下

浮遊物質量 : 25mg/L 以下

大腸菌群数 (大腸菌数) : 5,000MPN/100mL 以下 (1,000CFU/100mL 以下)

注 3: 環境基準値 (D 類型)

水素イオン濃度指数 : 6.0 以上 8.5 以下

溶存酸素量 : 2 mg/L 以上

生物化学的酸素要求量 : 8 mg/L 以下

浮遊物質量 : 100mg/L 以下

大腸菌群数 (大腸菌数) : D 類型の河川では、大腸菌群数 (大腸菌数) の環境基準値は設定されていません。

注 4: 生物化学的酸素要求量のうち地点 3、4、5 は 75% 値、その他の地点は年平均値です。その他の項目は平均値です。

注 5: は、環境基準値を超過

注 6: 境川の鶴間橋 (町田市)、鶴間一号橋の調査結果について、大腸菌群数の情報は公表されていません。

注 7: 大腸菌群数は環境基準の見直しが行われ、令和 4 年 4 月 1 日より生活環境項目環境基準の項目から削除され、新たに大腸菌数が追加されています。なお、表中の数値は、「2 鶴間一号橋 (境川)」と「5 水道橋 (帷子川)」の令和 4 年度は大腸菌数、その他の年度及び地点は大腸菌群数の測定結果を示します。

注 8: 表中の番号は、図 2-9 及び図 2-10 に対応しています。

資料: 「2018 年度～2022 年度環境調査事業概要」(町田市ホームページ 令和 6 年 3 月閲覧)

「平成 30 年度～令和 4 年度 横浜市公共用水域及び地下水の水質測定結果報告書」

(横浜市ホームページ 令和 6 年 3 月閲覧)

② 地下水の水質

調査区域における地下水の水質測定結果は表 2-47、測定地点は図 2-10 (p. 2-17 参照) に示すとおりです。平成 30 年度から令和 4 年度において、旭区下川井町、緑区長津田町で環境基準に不適合でした。

表 2-47 地下水の水質測定結果 (環境基準不適合地点)

行政区分	調査の種類	メッシュ番号	調査地点	環境基準超過項目	年度	測定結果 (mg/L)	環境基準値 (mg/L)
旭区	継続監視調査	1480	旭区下川井町	硝酸性窒素及び亜硝酸性窒素	H30	27	10 以下
旭区	継続監視調査	1480	旭区下川井町	硝酸性窒素及び亜硝酸性窒素	R2	26	10 以下
旭区	継続監視調査	1480	旭区下川井町	硝酸性窒素及び亜硝酸性窒素	R3	29	10 以下
旭区	継続監視調査	1480	旭区下川井町	硝酸性窒素及び亜硝酸性窒素	R4	25	10 以下
緑区	継続監視調査	2329	緑区長津田町	硝酸性窒素及び亜硝酸性窒素	R1	13	10 以下
緑区	継続監視調査	2329	緑区長津田町	硝酸性窒素及び亜硝酸性窒素	R3	13	10 以下

注 1：調査の種類及び測定項目については以下のとおりです。なお、上表及び図 2-10 (p. 2-17 参照) では、各調査において基準値を超過した調査地点及び環境基準超過項目のみ記載しています。

・概況調査

【定点調査】

長期的な観点から経年変化を調べるために定点で実施されている調査 (平成 25 年度からは、市内 18 区を 6 区ずつの 3 グループに分け、3 年で全区の測定を実施)

環境基準項目 27 項目 (カドミウム、全シアン、鉛、六価クロム、砒素、総水銀、PCB、ジクロロメタン、四塩化炭素、クロロエチレン、1,2-ジクロロエタン、1,1-ジクロロエチレン、シス-1,2-ジクロロエチレン、1,1,1-トリクロロエタン、1,1,2-トリクロロエタン、トリクロロエチレン、テトラクロロエチレン、1,3-ジクロロプロペン、チウラム、シマジン、チオベンカルブ、ベンゼン、セレン、硝酸性窒素及び亜硝酸性窒素、ふっ素、ほう素、1,4-ジオキサン)、要監視項目 1 項目 (クロロホルム) 及び一般項目 5 項目 (電気伝導率、水温、pH、気温、臭気、外観) の合計 33 項目を測定。

【メッシュ調査】

横浜市内をほぼ 2 km メッシュに区切り、4 年計画で市内全体を把握する調査。

定点調査と同じ 33 項目を測定。

・汚染井戸周辺地区調査

「概況調査」で汚染が判明した井戸の汚染範囲を確認するための調査。

「概況調査」及び「継続監視調査」で環境基準を超過した項目及び一般項目 5 項目 (電気伝導率、水温、pH、気温、臭気、外観) を測定。

・継続監視調査

汚染が明らかとなった地点を継続的に監視する調査。

過去に汚染が明らかとなった地点において環境基準を超過していた項目及び一般項目 5 項目 (電気伝導率、水温、pH、気温、臭気、外観) を測定。

・汚染井戸監視調査

昭和 57 年度から実施した横浜市独自のトリクロロエチレン等調査において発見された汚染井戸のうち、「汚染源調査を実施したが、原因を特定できなかった汚染井戸」について、「引き続き監視が必要と判断された井戸」における調査。

環境基準項目 5 項目 (1,1-ジクロロエチレン、1,2-ジクロロエチレン、1,1,1-トリクロロエタン、トリクロロエチレン、テトラクロロエチレン) 及び一般項目 5 項目 (電気伝導率、水温、pH、気温、臭気、外観) を測定。

・汚染井戸追跡調査

昭和 57 年度から実施した横浜市独自のトリクロロエチレン等調査において発見された汚染井戸のうち、汚染源調査を実施中の汚染井戸、又は汚染源調査の結果、「汚染源が特定され浄化指導中の汚染井戸」の調査。

「汚染井戸監視調査」と同じ 10 項目を測定。

資料:「平成 30 年度～令和 4 年度 横浜市公共用水域及び地下水の水質測定結果報告書」(横浜市ホームページ 令和 6 年 3 月閲覧)

「平成 30 年度～令和 4 年度 大気汚染・水質汚濁・交通騒音・地盤沈下の状況」(横浜市ホームページ 令和 6 年 3 月閲覧)

(4) 土壌汚染の状況

調査区域における「土壌汚染対策法」（平成 14 年 5 月法律第 53 号）及び「横浜市生活環境の保全等に関する条例」（平成 14 年 12 月横浜市条例第 58 号）に基づく土壌汚染に係る区域の指定状況は、表 2-48 及び図 2-40 に示すとおりです。なお、大和市及び町田市については、調査区域内に「土壌汚染対策法」（平成 14 年 5 月法律第 53 号）、「神奈川県生活環境の保全等に関する条例」（平成 9 年 10 月神奈川県条例第 35 号）及び「都民の健康と安全を確保する環境に関する条例」（平成 12 年 12 月東京都条例第 215 号）に基づく土壌汚染に係る区域は存在しませんでした。

調査区域内には、土壌汚染対策法に基づく形質変更時要届出区域が 1 箇所、横浜市生活環境の保全等に関する条例に基づく条例形質変更時要届出区域が 1 箇所あります。形質変更時要届出区域とは、土壌汚染の人への摂取経路がなく、健康被害が生ずるおそれがないため、汚染の除去等の措置が不要な区域のことをいいます（摂取経路の遮断が行われた区域を含む）。なお、原則として、形質変更時要届出区域内において土地の形質の変更をしようとする者は、当該土地の形質の変更に着手する日の 14 日前までに、環境省令で定めるところにより、当該土地の形質の変更の種類、場所、施行方法及び着手予定日、その他環境省令で定める事項を都道府県知事等に届け出る必要があります。また、条例形質変更時要届出区域とは、条例に基づく調査の結果土壌汚染が認められた土地で、土壌汚染の人への摂取経路がなく健康被害が生ずるおそれがないため、汚染の除去等の措置が義務付けられていない区域のことをいいます。

表 2-48 調査区域内の形質変更時要届出区域及び条例形質変更時要届出区域

種別	指定番号	所在地（地番）	面積（㎡）	指定基準に適合しない特定有害物質	地下水汚染の有無	指定年月日
形質変更時要届出区域	指-197	瀬谷町 6126 番、7178 番、7449 番 1、7449 番 2、7449 番 5 及び 7, 745 番の各一部並びに旭区上川井町 3447 番、3509 番 1 及び 3509 番 2 の各一部	6, 261. 41	砒素及びその化合物 ふっ素及びその化合物 鉛及びその化合物	不明	令和 3 年 9 月 24 日 令和 5 年 6 月 23 日
条例形質変更時要届出区域	条指-64	瀬谷区目黒町 16 番 1、16 番 6、16 番 9 及び 16 番 10 の各一部	321. 8	テトラクロロエチレン 鉛及びその化合物 ふっ素及びその化合物	不適合 不明 適合	令和 5 年 11 月 24 日

資料：「土壌汚染対策法に基づく汚染された土地の区域の指定」（横浜市ホームページ 令和 6 年 3 月閲覧）

また、計画区域を含む上瀬谷地区は、戦前は旧日本海軍の倉庫施設が存在していました。その後、米軍が昭和 20 年 8 月に接收し、一旦解除された後に、昭和 26 年 3 月に再接収され、平成 27 年 6 月に返還されるまでは通信基地として利用されていました。

なお、土地区画整理事業実施前の令和元年度及び令和 3 年度～4 年度に上瀬谷地区において防衛省による土壌汚染調査が行われており、一部区画において土壌の汚染が確認されています。

特定有害物質については、返還国有地約 110ha のうち、土壌汚染対策法に基づく指定基準値超過が確認された計 66 調査区画で詳細調査が行われており、その結果の概要は表 2-49 及び図 2-40 に示すとおりです。ダイオキシン類については、返還国有地約 110ha のうち、全区画において基準に適合していました。

表 2-49 防衛省における土壤汚染調査結果の概要（国有地）

物質	項目	指定基準 超過区画数	最大 検出値	指定 基準値	深度方向の指定基準超過状況
鉛及びその化合物 (土壤溶出量、mg/L)		22	0.069	0.01	(ア) 深度方向 0～0.5m のみ 20 調査区画 (イ) 深度方向 0～0.5m 及び 8m、9m にて 1 調査区画 (ウ) 深度方向 0.5～1m のみ 1 調査区画 (ア) (イ) (ウ) の合計 22 調査区画
鉛及びその化合物 (土壤含有量、mg/kg)		36	1,600	150	(エ) 深度方向 0～0.5m のみ 29 調査区画 (オ) 深度方向 0～0.5m 及び旧地盤 (GL-0.85～GL-1.35m) にて 1 調査区画 (カ) 深度方向 0～0.5m 及び 1m にて 1 調査区画 (キ) 深度方向 0～0.5m 及び 0.5～1m にて 1 調査区画 (ク) 旧地盤 (GL-2.0～GL-2.5m) のみ 2 調査区画 (ケ) 旧地盤 (GL-2.0～GL-2.5m) 及び深度方向 2m にて 1 調査区画 (コ) 旧地盤 (GL-2.0～GL-2.5m) 及び深度方向 1m、2m にて 1 調査区画 (エ) から (コ) の合計 36 調査区画
ひ素及びその化合物 (土壤溶出量、mg/L)		1	0.017	0.01	深度方向 0～0.5m にて 1 調査区画
ふっ素及びその化合物 (土壤溶出量、mg/L)		10	1.4	0.8	(サ) 深度方向 0～0.5m にて 1 調査区画 (シ) 深度方向 0.5～1m にて 9 調査区画 (サ) (シ) の合計 10 調査区画

注 1：鉛については、土壤溶出量、土壤含有量のいずれも基準不適合になった区画が 3 箇所あったため、指定基準調査区画数の合計が 66 調査区画になりません。

注 2：第二溶出量基準値（いずれも土壤溶出量として、鉛及びその化合物（0.3mg/L 以下）、ひ素及びその化合物（0.3mg/L 以下）、ふっ素及びその化合物（24mg/L 以下））を超える値は検出されていません。

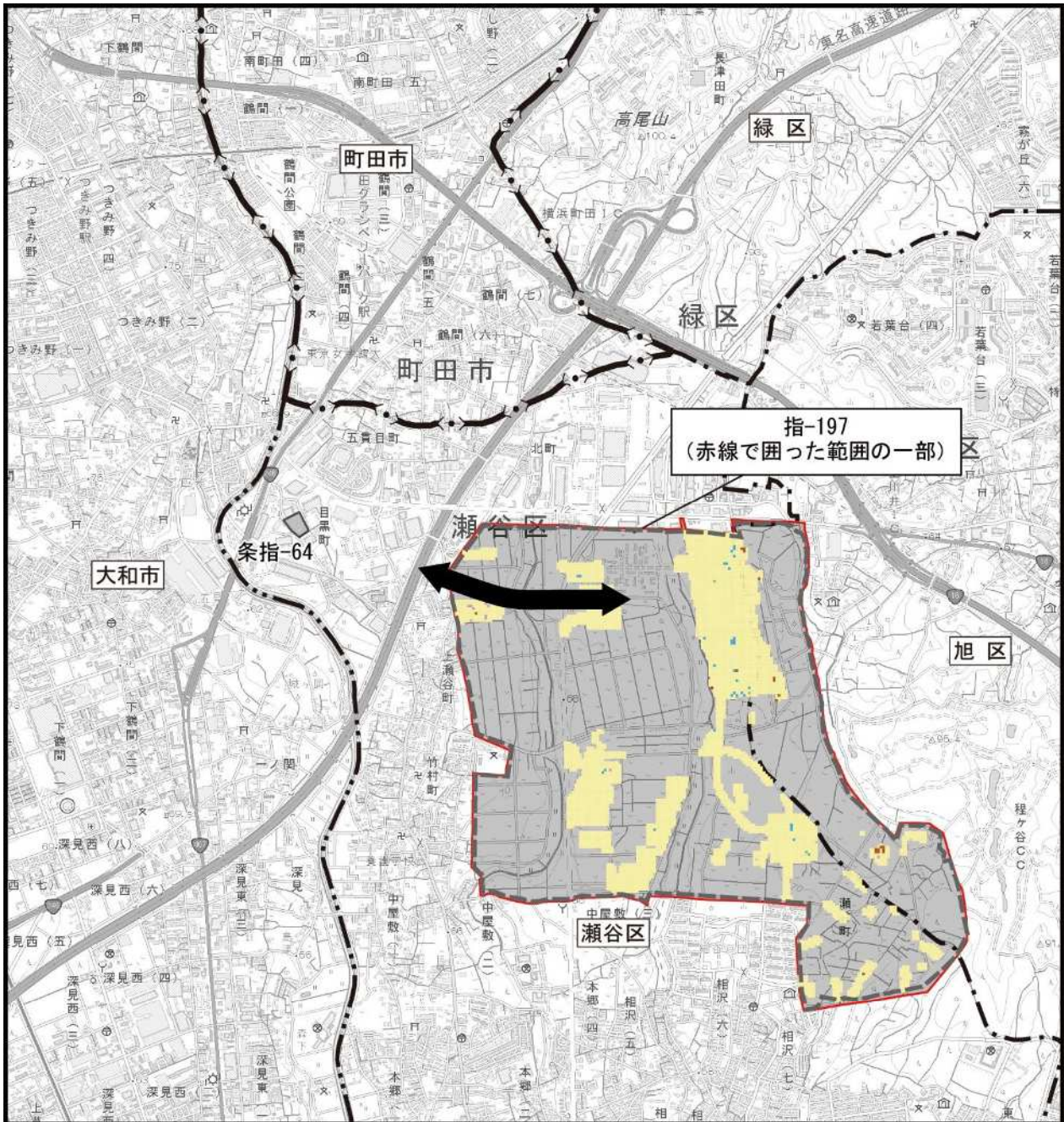
注 3：上記、土壤溶出量基準不適合区画のうち、地下水が確認された調査区画について、以下に示す要領にて採取し、平成 15 年 3 月 6 日環境省告示第 17 号に準拠して、地下水の分析を実施した結果、いずれも基準に適合していました。（全ての調査地点において定量下限値未満で検出されていません。）

【地下水採取方法】

機械ボーリング（φ86mm）完了後に、孔内に簡易観測井戸を設置
簡易観測井戸の構造は、各観測地点のボーリング時の土質及び孔内水位等により決定
地下水採取は、掘削底面と地下水位の間水位にて採取

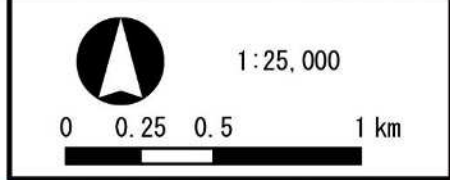
土地区画整理事業実施区域内における調査においては、3,532 地点の土壤採取を行い、ふっ素及びその化合物（土壤溶出量）20 区画、鉛及びその化合物（土壤含有量）2 区画で指定基準値超過がみられました。基準値超過区画に関しては、深度方向の土壤汚染調査を実施し、ふっ素及びその化合物（土壤溶出量）1 区画、鉛及びその化合物（土壤含有量）1 区画において、深さ方向で指定基準超過がみられました。

なお、鉛及びその化合物（土壤含有量）の指定基準値超過が確認された 2 区画については、令和 2 年度末で除去が実施されています。また、深度方向の調査の際、地下水が確認された区画では、地下水調査を実施しており、地下水の分析をした結果、いずれも基準に適合しています。



凡例

- | | | | |
|-----|------|----|--------------------|
| ←→ | 計画区域 | ⋯⋯ | 土地区画整理事業実施区域 |
| —•— | 都県界 | ■ | 調査区域 |
| —•— | 市界 | ■ | 鉛（溶出量）基準点超過地点 |
| —•— | 区界 | ■ | 鉛（含有量）基準点超過地点 |
| | | ■ | ひ素（溶出量）基準点超過地点 |
| | | ■ | 鉛（溶出量及び含有量）基準点超過地点 |
| | | ■ | ふっ素（溶出量）基準点超過地点 |
| | | ■ | 形質変更時要届出区域 |
| | | ■ | 条例形質変更時要届出区域 |



資料：「土壌汚染対策法に基づく汚染された土地の区域の指定」（横浜市ホームページ 令和6年3月閲覧）
 「旧上瀬谷通信施設地区 土地区画整理事業 環境影響評価書」（横浜市 令和4年3月）

図 2-40 調査区域内の形質変更時要届出区域及び土壌汚染調査区画及び基準超過区画の位置

(5) 騒音の状況

① 道路交通騒音

調査区域における道路交通騒音測定地点は、図 2-41 に示すとおりです。計画区域から最も近い測定地点は、一般国道 246 号（地点番号：10）です。

測定結果は、表 2-50 に示すとおりです。

等価騒音レベルについては、一般国道 16 号（地点番号：8）、一般国道 246 号（地点番号：10）の昼間及び夜間、一般国道 16 号（地点番号：3）、一般国道 246 号（地点番号：6）の夜間が環境基準に不適合でした。

表 2-50 道路交通騒音測定結果

地点番号	道路名	測定場所	用途地域	地域の類型	特例適用	等価騒音レベル (L _{Aeq}) 単位：デシベル				測定年度
						昼間		夜間		
						環境基準		環境基準		
1	東名高速道路	大和市深見720-1付近	市街化調整地域	B	○	59	70	56	65	R2
2	東名高速道路	大和市深見西五丁目3付近	市街化調整地域	B	○	67	70	65	65	R2
3	一般国道 16 号	大和市下鶴間504-1地先	第一種住居地域	B	○	70	70	69	65	R4
4	一般国道 246 号	大和市下鶴間二丁目12地先	準工業地域	C	○	68	70	64	65	R4
5	一般国道 246 号	大和市深見西八丁目10地先	準工業地域	C	○	68	70	65	65	R4
6	一般国道 246 号	大和市深見西八丁目5付近	第一種住居地域	B	○	68	70	66	65	R2
7	東名高速道路	町田市鶴間七丁目22	準工業地域	C	○	59	70	57	65	R3
8	一般国道 16 号	町田市鶴間七丁目32	準工業地域	C	○	71	70	70	65	R3
9	一般国道 16 号	町田市鶴間一丁目18	準住居地域	B	○	63	70	61	65	R1
10	一般国道 246 号	町田市鶴間五丁目15	準工業地域	C	○	72	70	68	65	R3

注1：特例適用とは、「幹線交通を担う道路」に近接する地域の場合は、特例として、通常の「道路に面する地域」とは別の基準が設定されていることを示します。

注2：■は、環境基準に不適合。

※環境基準（幹線交通を担う道路に係る基準値（特例適用））：昼間 70 デシベル以下、夜間 65 デシベル以下

注3：地域の類型は以下のとおりです。

A：第一種及び第二種低層住居専用地域、第一種及び第二種中高層住居専用地域、田園住居地域

B：第一種及び第二種住居地域、準住居地域、その他の地域

C：近隣商業地域、商業地域、準工業地域、工業地域

注4：昼間及び夜間の時間帯は以下のとおりです。

昼間：午前6時～午後10時 夜間：午後10時～午前6時

注5：等価騒音レベル(L_{Aeq})とは、騒音レベルが時間とともに不規則かつ大幅に変化している場合に、ある時間内で変動する騒音レベルのエネルギーに着目して時間平均値を算出したものです。

注6：地点番号は図 2-41 に示す番号と対応しています。

資料：「令和元年度～令和4年度 横浜市における騒音・振動の測定結果報告書 一道路・貨物線・新幹線・環境・航空機一」（横浜市ホームページ 令和6年3月閲覧）

「快適な生活環境のために 一令和元年度～令和5年度版やまとの公害一」（大和市ホームページ 令和6年3月閲覧）

「2018年度～2022年度自動車騒音常時監視・面的評価結果」（町田市ホームページ 令和6年3月閲覧）

② 一般環境騒音

調査区域における一般環境騒音測定地点は、図 2-41 に示すとおりです。調査区域には大和市下鶴間字甲一号 80-72（地点番号：A）の測定地点があります。

測定結果は、表 2-51 に示すとおりです。

等価騒音レベルについては、大和市下鶴間字甲一号 80-72（地点番号：A）において、環境基準に適合していました。

表 2-51 一般環境騒音測定結果

地点番号	測定場所	用途地域	地域の類型	等価騒音レベル (L _{Aeq}) 単位：デシベル				測定年度
				昼間		夜間		
				環境基準		環境基準		
A	大和市下鶴間字甲一号 80-72	第一種低層住居専用地域	A	46	55	42	45	R4

注 1：環境基準は、以下のとおりです。

地域の類型 A・B：昼間 55 デシベル以下、夜間 45 デシベル以下

地域の類型 C：昼間 60 デシベル以下、夜間 50 デシベル以下

注 2：地域の類型及び時間帯は、表 2-50、注 3 及び注 4 参照。

注 3：等価騒音レベル(L_{Aeq})とは、騒音レベルが時間とともに不規則かつ大幅に変化している場合に、ある時間内で変動する騒音レベルのエネルギーに着目して時間平均値を算出したものです。

注 4：地点番号は図 2-41 に示す番号と対応しています。

資料：「快適な生活環境のために 令和元年度～令和 5 年度版やまとの公害」（大和市ホームページ 令和 6 年 3 月閲覧）

③ 鉄道騒音

調査区域において、鉄道騒音の測定地点は存在しません。

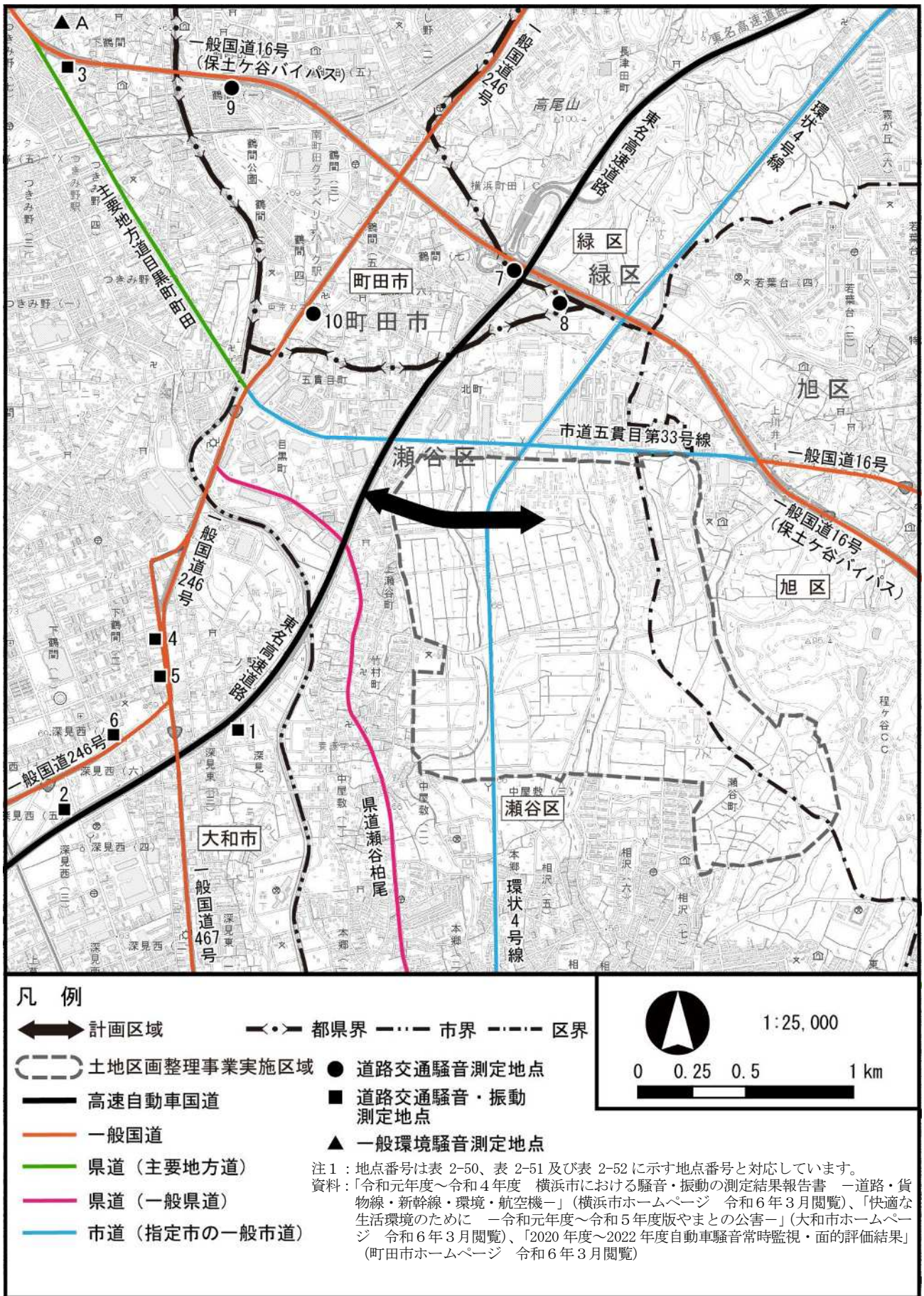


図 2-41 騒音・振動測定地点図

(6) 振動の状況

① 道路交通振動

調査区域における道路交通振動測定地点は、図 2-41 に示すとおりです。計画区域から最も近い測定地点は、東名高速道路（地点番号：1）です。

測定結果は、表 2-52 に示すとおりです。

道路交通振動レベルについては、全ての地点で要請限度を下回っていました。

表 2-52 道路交通振動測定結果

地点 番号	道路名	測定場所	用途地域	区域の 区分	道路交通振動レベル 単位：デシベル				測定 年度
					昼間		夜間		
					要請 限度		要請 限度		
1	東名高速道路	大和市深見 720-1 付近	市街化調整 地域	第 1 種区域	56	65	55	60	R2
2	東名高速道路	大和市深見西 五丁目 3 付近	市街化調整 地域	第 1 種区域	53	65	55	60	R2
3	一般国道 16 号	大和市下鶴間 504-1 地先	第一種住居 地域	第 1 種区域	41	65	39	60	R4
4	一般国道 246 号	大和市下鶴間 二丁目 12 地先	準工業地域	第 2 種区域	43	70	40	65	R4
5	一般国道 246 号	大和市深見西 八丁目 10 地先	準工業地域	第 2 種区域	41	70	37	65	R4
6	一般国道 246 号	大和市深見西 八丁目 5 付近	第一種住居 地域	第 1 種区域	49	65	46	60	R2

注 1：■は、要請限度値を超過。

注 2：要請限度値は、以下のとおりです。

第 1 種区域：昼間 65 デシベル以下、夜間 60 デシベル以下

第 2 種区域：昼間 70 デシベル以下、夜間 65 デシベル以下

注 3：区域の区分は、以下のとおりです。

第 1 種区域：第一種低層住居専用地域、第二種低層住居専用地域、第一種中高層住居専用地域、第二種中高層住居専用地域、第一種住居地域、第二種住居地域、準住居地域、用途地域の定めのない地域

第 2 種区域：近隣商業地域、商業地域、準工業地域、工業地域

注 4：昼間及び夜間の時間帯は以下のとおりです。

昼間：午前 8 時～午後 7 時 夜間：午後 7 時～午前 8 時

注 5：地点番号は図 2-41 に示す番号と対応しています。

資料：「快適な生活環境のために ー令和元年度～令和 5 年度版やまとの公害ー」（大和市ホームページ 令和 6 年 3 月閲覧）

② 鉄道振動

調査区域において、鉄道振動の測定地点は存在しません。

(7) 悪臭の状況

調査区域において、公的機関による悪臭の測定はなされていません。

また、計画区域及びその周辺には著しい悪臭の発生源はみられません。

(8) 地盤沈下の状況

調査区域における地盤沈下の状況は表 2-53 に示すとおりです。

計画区域がある行政区分において、瀬谷区の観測水準点は 13 地点であり、そのうち沈下点数は 11 地点で、いずれも沈下量は 10mm 未満となっています。なお、大和市については、調査区域内に公表されている観測水準点はありませんでした。

調査区域における水準測量成果は表 2-54 及び図 2-42 に、観測水準点の位置は図 2-43 に示すとおりです。平成 26 年を基準とした標高の変動状況をみると、概ね-10mm～4mm で推移しています。

表 2-53(1) 地盤沈下状況（横浜市及び町田市）

行政区分	水準点数	沈下点数	沈下量 (mm)				
			10 未満	10 以上 20 未満	20 以上 30 未満	30 以上 40 未満	40 以上
横浜市	333	283	283	0	0	0	0
瀬谷区	13	11	11	0	0	0	0
旭区	13	13	13	0	0	0	0
緑区	11	11	11	0	0	0	0
町田市	18	9	9	0	0	0	0

注 1：■は、計画区域のある行政区分。

注 2：平成 27 年度より精密水準測量による水準点の観測点数を減少させていることから、沈下面積の集計は行っていない為、地盤沈下面積推移等の調査結果については平成 26 年度までのデータが最新となっています。

注 3：横浜市の観測基準日は平成 27 年 1 月 1 日、町田市の観測基準日は令和 4 年 1 月 1 日です。

資料：「平成 26 年度 横浜市地盤沈下調査報告書」（横浜市環境創造局 平成 27 年 8 月）

「水準測量成果」（東京都建設局ホームページ 令和 6 年 3 月閲覧）

表 2-53(2) 令和 4 年における地層別変動量（参考：町田市）

地域	観測井名	所在地	鉄管の 深さ (m)	地表面から 鉄管底までの 間の地層の 変動量 (cm/年)	鉄管底から 下の地層の 変動量 (鉄管の 変動量、cm/年)	全変動量 (ほぼ地表面の 変動量)
町田市	町田第 1	野津田町（薬師池公園内	100	-0.99 ^{注1}	0.03	-0.96
	町田第 2	町田市フォトサロン北東側	190	-0.01 ^{注1}	0.02	0.01
	町田南第 1	高ヶ坂三丁目	60	-0.53 ^{注1}	0.03	-0.50
	町田南第 2	（高瀬第 2 公園西側脇）	225	-0.49 ^{注1}	-0.01	-0.50

注 1：計器が設置されていないため、近接地の水準測量結果（全変動量欄の値）から「鉄管底から下の地層の変動量」を引算した値です。

注 2：調査区域内に観測井が存在しないため、町田市内の観測井の地層変動量を記載しました。

資料：「令和 4 年地盤沈下調査報告書」（東京都土木技術支援・人材育成センター 令和 5 年 7 月）

表 2-54 水準測量成果

単位：T.P.m

水準点番号	所在地	H26年	H27年	H28年	H29年	H30年	H31年	R2年	R3年	R4年	R5年
S-1	瀬谷区北町 25-9	73.4862	73.4804	73.4786	73.4804	73.4785	-	-	-	-	-
S-3	瀬谷区上瀬谷町 40-8	61.8901	61.8898	61.8888	61.8899	61.8868	61.8871	61.8897	61.8941	61.8865	61.8922
S-4	瀬谷区瀬谷町 7140	69.4416	69.4413	69.4404	69.4415	69.4398	69.4389	69.4421	69.4441	69.4394	69.4430
S-5	瀬谷区竹村町 1-14	60.9693	60.9677	60.9678	60.9690	60.9676	60.9614	60.9698	60.9723	60.9661	60.9698
A-9	旭区上川井町 320-1	55.1852	55.1813	55.1813	55.1796	55.1807	-	-	-	-	-
I016-013	旭区上川井町 870 先	63.6291	63.6212	63.6203	63.6213	63.6192	-	-	-	-	-
BM.8	町田市鶴間 4-18	62.0388	62.0388	62.0388	62.0388	62.0388	62.0388	62.0388	62.0388	62.0388	62.0388

注1：「-」は欠測を示します。

注2：BM.8の値は平成25年1月1日時点の値です。

資料：「水準測量成果閲覧サービス」(横浜市ホームページ 令和6年3月閲覧)

「水準測量成果」(東京都建設局ホームページ 令和6年3月閲覧)

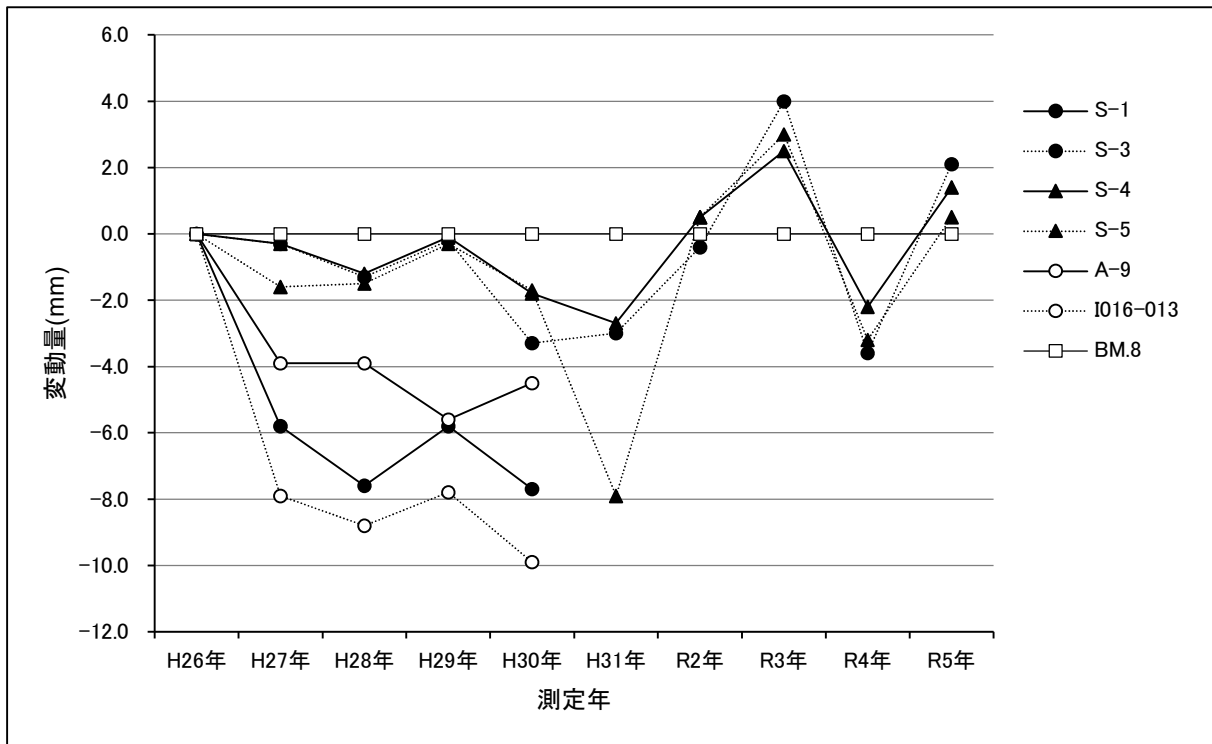
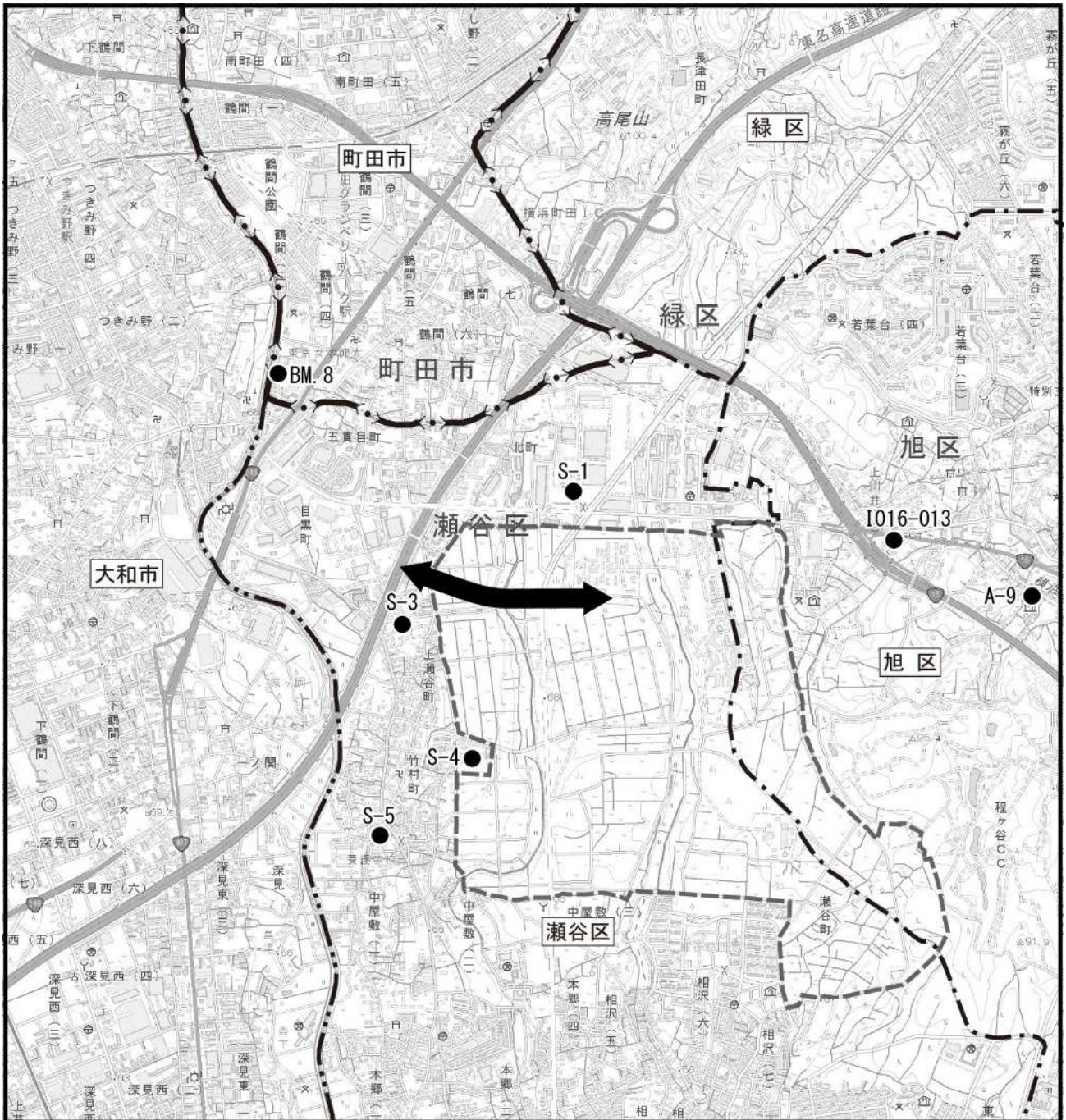
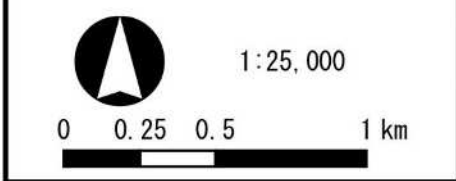


図 2-42 各水準点における平成26年を基準とした標高の変動状況



凡例

-  計画区域
-  土地区画整理事業実施区域
-  都県界
-  市界
-  区界
-  観測水準点



注1：町田市の観測井（町田第1、町田第2、町田南第1及び町田南第2）は図郭外に位置します。
 資料：「水準測量成果閲覧サービス」（横浜市ホームページ 令和6年3月閲覧）
 「水準測量成果」（東京都建設局ホームページ 令和6年3月閲覧）

図 2-43 観測水準点位置図

2.2.12 災害の状況

(1) 災害による被害の発生状況

調査対象地域における災害による被害の発生状況は、表 2-55 に示すとおりです。

計画区域が位置する瀬谷区における令和5年の被害総数は人的被害が0人、住家被害が0棟、非住家被害が1棟、田畑被害が0ha、その他の被害が2件（箇所）となっています。瀬谷区における令和元年から令和5年の被害の状況を見ると、令和元年の被害数が多く、住家被害、非住家被害（その他）ともに一部破損が多く発生しています。

表 2-55 (1) 横浜市の災害による被害の発生状況の経年変化

被害分類		横浜市					瀬谷区					旭区					緑区					
		R1	R2	R3	R4	R5	R1	R2	R3	R4	R5	R1	R2	R3	R4	R5	R1	R2	R3	R4	R5	
人的被害	死者	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	
	行方不明者	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	
	負傷者	重傷者	0	0	0	0	1	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
		軽傷者	13	0	7	0	11	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	2	0	0	0	0
住家被害	全壊	8	0	1	0	0	0	0	0	0	0	1	0	0	0	0	0	0	0	0	0	
	半壊	102	0	0	0	0	6	0	0	0	0	8	0	0	0	0	8	0	0	0	0	
	一部破損	2,377	1	4	3	2	60	0	0	1	0	214	0	0	0	0	37	0	1	0	1	
	床上浸水	51	0	2	0	0	0	0	1	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	
	床下浸水	33	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	1	0	0	0	0	
	非住家被害	公共建物	全壊	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
半壊			0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
一部破損			55	0	0	0	1	1	0	1	0	0	5	0	0	0	0	5	0	0	0	0
浸水			12	0	1	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
その他浸水			1	0	1	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
その他		全壊	10	0	0	0	0	0	0	0	0	0	3	0	0	0	0	0	0	0	0	0
		半壊	19	0	0	0	0	1	0	0	0	0	1	0	0	0	0	1	0	0	0	0
		一部破損	249	0	0	0	4	5	0	0	0	1	37	0	0	0	0	5	0	0	0	2
		浸水	504	0	0	0	0	1	0	0	0	0	3	0	0	0	0	0	0	0	0	0
		その他浸水	1	0	0	0	1	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	1
田畑被害	田の流出・埋没	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	
	田の冠水	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	
	畑の流出・陥没	2	0	0.0268	0	0	0	0	0.0268	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	
	畑の冠水	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	
その他の被害	文教施設	4	0	0	0	0	1	0	0	0	0	1	0	0	0	0	0	0	0	0	0	
	病院	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	
	道路	34	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	
	橋梁	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	
	河川	1	0	0	0	0	1	0	1	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	
	港湾	3	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	
	砂防	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	
	清掃施設	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	
	がけ崩れ	60	4	9	0	9	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	1	0	0	0	0	
	鉄道不通	1	0	0	0	0	0	0	0	0	0	1	0	0	0	0	0	0	0	0	0	
	被害船舶	1	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	
	水道	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	
	電話	1	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	
	ガス	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	
	ブロック塀等	72	0	6	3	2	1	0	0	0	0	5	0	1	0	0	3	0	1	0	0	
その他	2,395	2	58	15	34	35	0	4	0	2	124	0	2	0	3	60	0	1	1	5		

注1：全壊

住家がその居住のための基本的機能を喪失したもの、すなわち、住家全部が倒壊、流出、埋没、焼失したもの、または住家の損壊が甚だしく、補修により元通りに再使用することが困難なもので、具体的には、住家の損壊、焼失若しくは流出した部分の床面積が、その住家の延床面積の70%以上に達した程度のもの、または住家の主要な構成要素の経済的損害を住家全体に占める損害割合で表し、その住家の損害割合が50%以上に達した程度のもの。

注2：半壊

住家がその居住のための基本的機能の一部を喪失したもの、すなわち、住家の損壊が甚だしいが、補修すれば元通りに再使用できる程度のもので、具体的には、損壊部分はその住家の延床面積の20%以上70%未満のもの、または住家の主要な構成要素の経済的被害を住家全体に占める損害割合で表し、その住家の損害割合が20%以上50%未満のもの。

注3：一部破損

全壊及び半壊に至らない程度の住家の破損で、補修を必要とする程度のものである。ただし、ガラスが数枚破損した程度のごく小さなものは除く。

注4：「-」は、資料中に項目として記載されていなかったことを示します。

資料：「平成31年（令和元年）～令和5年 横浜市の災害」（横浜市ホームページ 令和6年3月閲覧）

表 2-55(2) 大和市の災害の状況（火災の発生状況）

区 分	R1	R2	R3	R4	R5
件 数(件)	46	38	27	23	49
建 物(件)	30	23	19	15	29
林 野(件)	-	-	-	-	-
車 両(件)	-	4	-	4	4
そ の 他(件)	16	11	8	4	16
棟 数(棟)	40	24	27	16	31
全 焼(棟)	3	0	2	-	1
半 焼(棟)	3	2	-	1	-
部 分 焼(棟)	7	6	7	3	6
ぼ や(棟)	27	16	18	12	24
焼 損 面 積	450	152	314	42	91
建 物(m ²)	450	152	314	42	91
林 野(a)	-	-	-	-	-
世 帯(世帯)	37	15	19	9	16
全 損(世帯)	7	-	2	-	1
半 損(世帯)	3	-	-	-	2
小 損(世帯)	27	15	17	9	13
死 傷 者(人)	12	15	8	2	4
死 者(人)	2	-	3	-	1
負 傷 者(人)	10	-	5	2	3
損 害 額(千円)	34,512	15	21,805	11,491	9,745
建 物	30,027	15	18,992	408	5,973
収 容 物	4,481	-	2,065	1,057	2,978
林 野	-	-	-	-	-
車 両	-	2,260	289	9,823	193
そ の 他	4	11	459	203	601

資料：「令和5年版 統計概要」（大和市ホームページ 令和6年3月閲覧）

表 2-55(3) 町田市の災害の状況（火災の発生状況）

年次		H30	R1	R2	R3	R4
火災件数 (件)	総数	108	104	103	112	130
	建物	52	65	59	74	93
	車両	7	2	7	5	11
	林野	-	-	-	-	-
	その他	49	37	37	33	26
建物 焼損面積 (㎡)	床面積	337	919	460	802	1,737
	表面積	113	129	103	289	205
その他・林野焼損面積 (㎡)		289	1,102	1,218	-	-
損害見積額 (千円)		136,702	303,411	49,612	60,850	724,189

資料：「町田市統計書」（町田市ホームページ 令和6年3月閲覧）

表 2-55(4) 町田市の災害の状況（水害の発生状況）

年次		R1	
河川流域		境川	境川
区市町村		町田市	町田市
町丁名		小山町	相原町
浸水面積 (ha)		0.01	0.01
床下	棟数(棟)	1	0
	世帯数(世帯)	1	0
床上	棟数(棟)	0	1
	世帯数(世帯)	0	1
合計	棟数(棟)	1	1
	世帯数(世帯)	1	1
原因		内水	内水

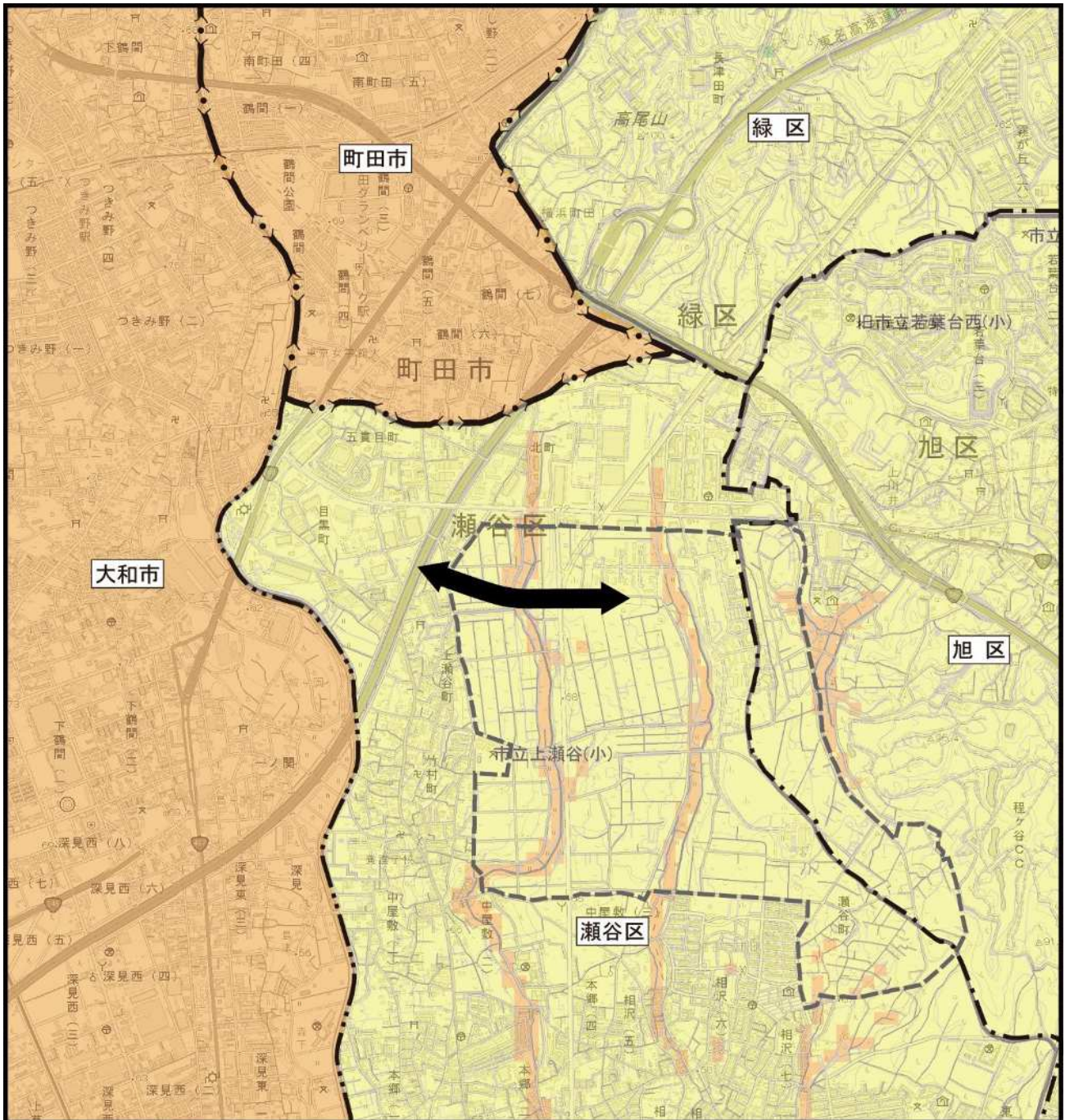
資料：「区市町村別の水害データ」（東京都建設局河川部計画課環境計画担当ホームページ 令和6年3月閲覧）

(2) 地震マップ

調査区域において地震発生時に想定される震度は、図 2-44 に示すとおりです。

対象とした地震は、「横浜市地震被害想定調査報告書」（横浜市 平成24年10月）にて被害想定対象とされた3地震（元禄型関東地震、東京湾北部地震、南海トラフ巨大地震）としました。

調査区域では、元禄型関東地震で震度6弱～6強、東京湾北部地震で震度5強～6弱、南海トラフ巨大地震で震度5弱～6弱の揺れが想定されています。



凡例

←→ 計画区域

--- 土地区画整理事業実施区域

←・→ 都県界

--- 市界

--- 区界

震度階

- 震度 7
- 震度 6 強
- 震度 6 弱
- 震度 5 強
- 震度 5 弱
- 震度 4



1:25,000

0 0.25 0.5 1 km

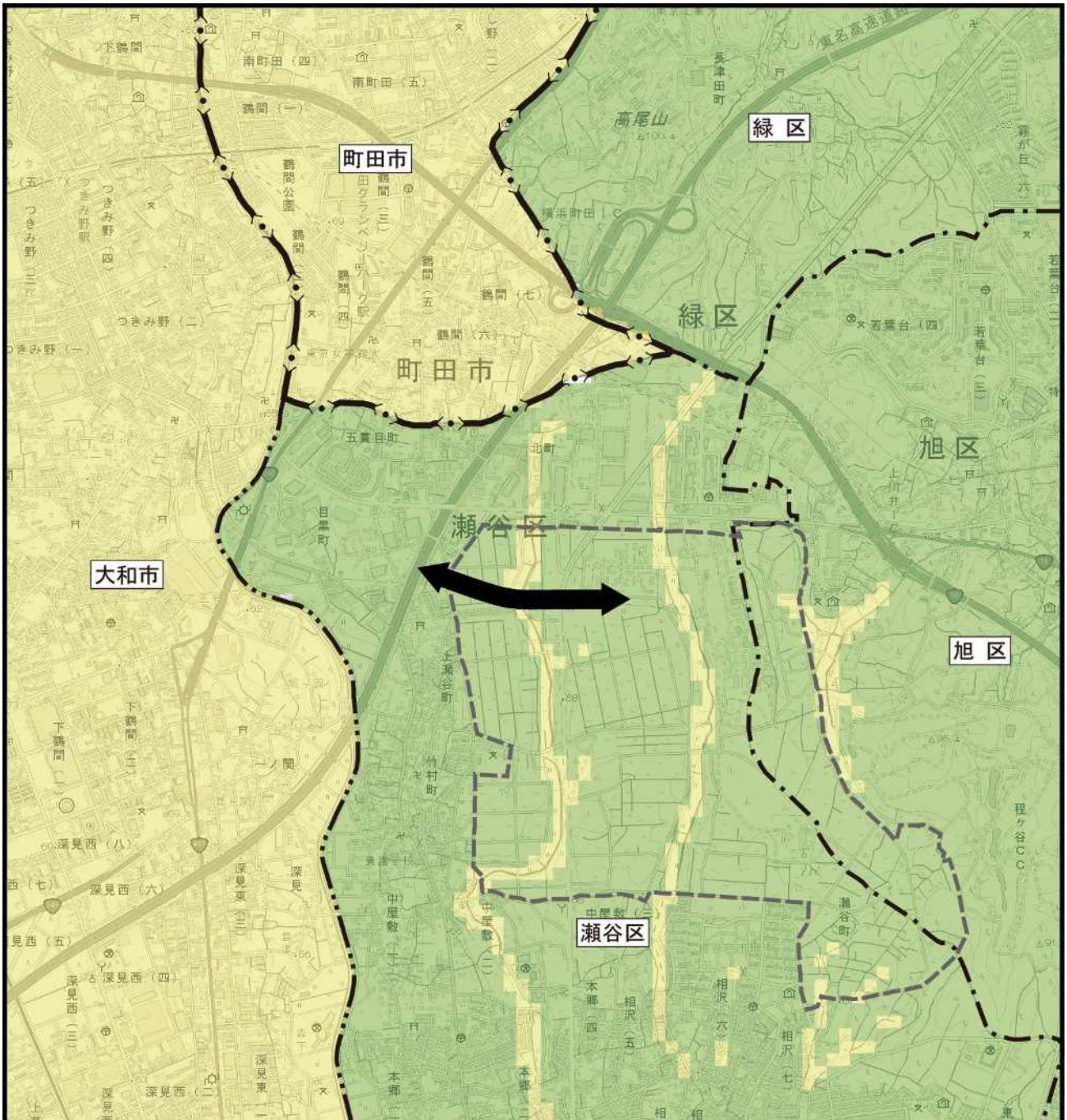


資料：「元禄型関東地震被害想定 地震マップ（瀬谷区、旭区、緑区）（平成 24 年 10 月作成）」
 （横浜市ホームページ 令和 6 年 3 月閲覧）

「神奈川県地震被害想定調査報告書」（神奈川県地震被害想定調査委員会 平成 27 年 3 月）

「首都直下 M7 クラスの地震及び相模トラフ沿いの M8 クラスの地震等の震源断層モデルと震度分布・津波高等に関する報告書」（首都直下地震モデル検討会 平成 25 年 12 月）

図 2-44(1) 地震マップ（元禄型関東地震）



凡例

←→ 計画区域

⋯⋯ 土地区画整理事業実施区域

—●— 都県界

— — 市界

— - - 区界

震度階

- 震度 7
- 震度 6 強
- 震度 6 弱
- 震度 5 強
- 震度 5 弱
- 震度 4



1:25,000

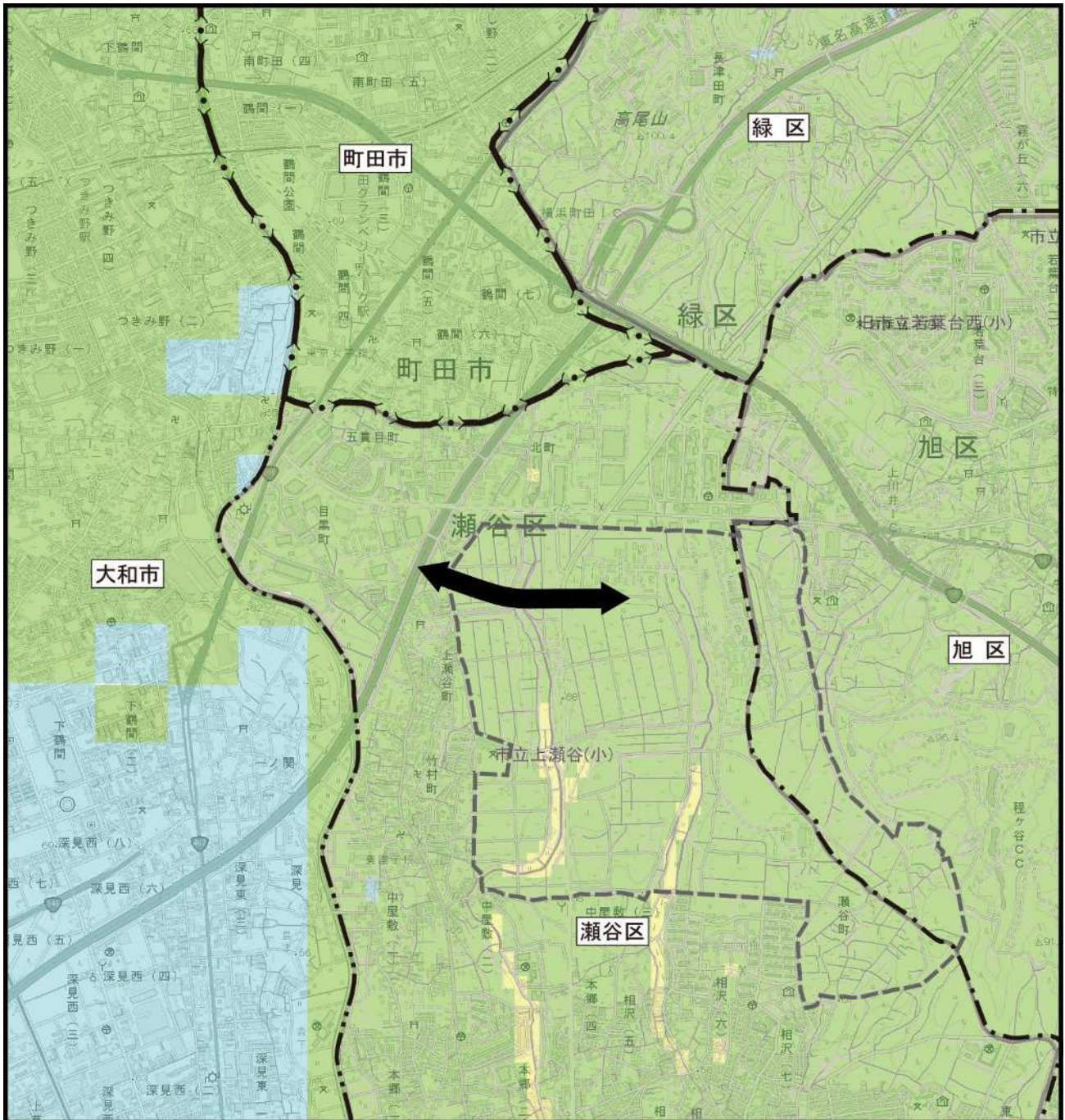
0 0.25 0.5 1 km



資料：「東京都湾北部地震被害想定 地震マップ（瀬谷区、旭区、緑区）（平成 24 年 10 月作成）」
 （横浜市ホームページ 令和 6 年 3 月閲覧）

「首都直下 M7 クラスの地震及び相模トラフ沿いの M8 クラスの地震等の震源断層モデルと震度分布・津波高等に関する報告書」（首都直下地震モデル検討会 平成 25 年 12 月）

図 2-44(2) 地震マップ（東京湾北部地震）



凡例

←→ 計画区域

⊖ 土地区画整理事業実施区域

—●— 都県界

— — 市界

— · — 区界

震度階

- 震度 7
- 震度 6 強
- 震度 6 弱
- 震度 5 強
- 震度 5 弱
- 震度 4



1:25,000

0 0.25 0.5 1 km



資料：「南海トラフ巨大地震被害想定 地震マップ（瀬谷区、旭区、緑区）（平成 24 年 10 月作成）」
 （横浜市ホームページ 令和 6 年 3 月閲覧）
 「e-かなマップ」（神奈川県ホームページ 令和 6 年 3 月閲覧）
 「南海トラフの巨大地震による津波高・震度分布等」（内閣府防災担当報道発表資料 平成 24 年 8 月）

図 2-44(3) 地震マップ（南海トラフ巨大地震）

(3) 土砂災害関係法令による指定状況

① 砂防指定地

調査区域において、「砂防法」(明治 30 年 3 月法律第 29 号)に基づく砂防指定地は指定されていません。

② 地すべり防止区域

調査区域において、「地すべり等防止法」(昭和 33 年 3 月法律第 30 号)に基づく地すべり防止区域は指定されていません。

③ 急傾斜地崩壊危険区域

調査区域の急傾斜地崩壊危険区域の位置は、図 2-45 に示すとおりです。

「急傾斜地崩壊危険区域」は、「急傾斜地の崩壊による災害の防止に関する法律」(昭和 44 年 7 月法律第 57 号)に基づき、急傾斜地の崩壊による災害を防止するため、神奈川県や東京都が指定する区域になります。「傾斜度が 30 度以上あるもの」、「高さが 5m 以上あるもの」、「がけ崩れにより、危害が生じるおそれのある家が 5 戸以上あるもの、又は 5 戸未満であっても、官公署、学校、病院等に危害が生ずるおそれのあるもの」の全てに該当する急傾斜地について指定されます。

なお、計画区域及びその周辺には、急傾斜地崩壊危険区域には指定されていません。

④ 土砂災害警戒区域

調査区域の土砂災害警戒区域の位置は、図 2-45 に示すとおりです。

「土砂災害警戒区域」は、「土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律」(平成 12 年 5 月法律第 57 号)に基づき、急傾斜地の崩壊等が発生した場合に、住民等の生命や身体に危害が生ずるおそれのあると認められた土地の区域として、神奈川県や東京都が指定する区域です。

「土砂災害特別警戒区域」は、「土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律」(平成 12 年 5 月法律第 57 号)に基づき、「土砂災害警戒区域」のうち、建築物に損壊が生じ、住民等の生命または身体に著しい危害が生ずるおそれのあると認められる土地の区域であり、一定の開発行為の制限や居室を有する建築物の構造が規制されます。

調査区域には、土砂災害警戒区域又は土砂災害特別警戒区域に指定されている区域が存在しています。なお、計画区域の北西部付近は、土砂災害警戒区域に指定されています。

⑤ 土砂流出防備保安林及び土砂崩壊防備保安林

調査区域において、「森林法」(昭和 26 年 6 月法律第 249 号)に基づく土砂流出防備保安林及び土砂崩壊防備保安林は指定されていません。



凡例

←→ 計画区域 〰 土地区画整理事業実施区域

◁▷ 都県界 - - - 市界 - · - 区界

■ 急傾斜地崩壊危険区域

■ 土砂災害警戒区域

■ 土砂災害特別警戒区域



1:25,000

0 0.25 0.5 1 km

資料：「神奈川県土砂災害警戒情報システム」（令和6年3月閲覧）

「東京都土砂災害警戒区域等マップ」（東京都建設局ホームページ 令和6年3月閲覧）

図 2-45 急傾斜地崩壊危険区域及び土砂災害警戒区域

(4) 浸水のおそれのある区域

調査区域における洪水による浸水想定区域は図 2-46 に、内水による浸水想定区域は図 2-47 に示すとおりです。内水による浸水想定区域について、大和市及び町田市では公開されている情報を確認できなかったため、横浜市のみ図示しました。

洪水ハザードマップは想定しうる最大規模の降雨を対象としており、境川水系では 24 時間に約 632mm の降雨、帷子川水系では 24 時間に約 390mm の降雨を想定しています。(横浜地方気象台では平成 26 年 10 月 5 日に 24 時間で約 307 mm の降雨を観測)。内水ハザードマップは、平成 11 年に関東地方で観測された、1 時間で 153 mm の降雨を想定しています。

内水による浸水想定区域は、計画区域の南西側の境川付近において浸水深が 1.0m～2.0m 未満がみられます。また、計画区域の東側の相沢川沿いにおいて浸水深が主に 50cm～1.0m 未満、計画区域中央部を流れる大門川沿いにおいて浸水深が 20cm～50 cm 未満及び 2 cm～20 cm 未満の地域が散在しています。

なお、相沢川と大門川は、現況ではコンクリート三面張りとなっておりますが、土地区画整理事業により切り回され、相沢川は部分的に暗渠化、大門川は雨水幹線として暗渠化される予定です。相沢川、大門川の切り回しについては図 2-48 に示すとおりです。

(5) 液状化の可能性が高いと想定される地域

調査区域における液状化の可能性が高いと想定される地域は、図 2-48 に示すとおりです。

対象とした地震は、「横浜市地震被害想定調査報告書」(横浜市 平成 24 年 10 月)にて被害想定対象とされた 3 地震(元禄型関東地震、東京湾北部地震、南海トラフ巨大地震)としました。

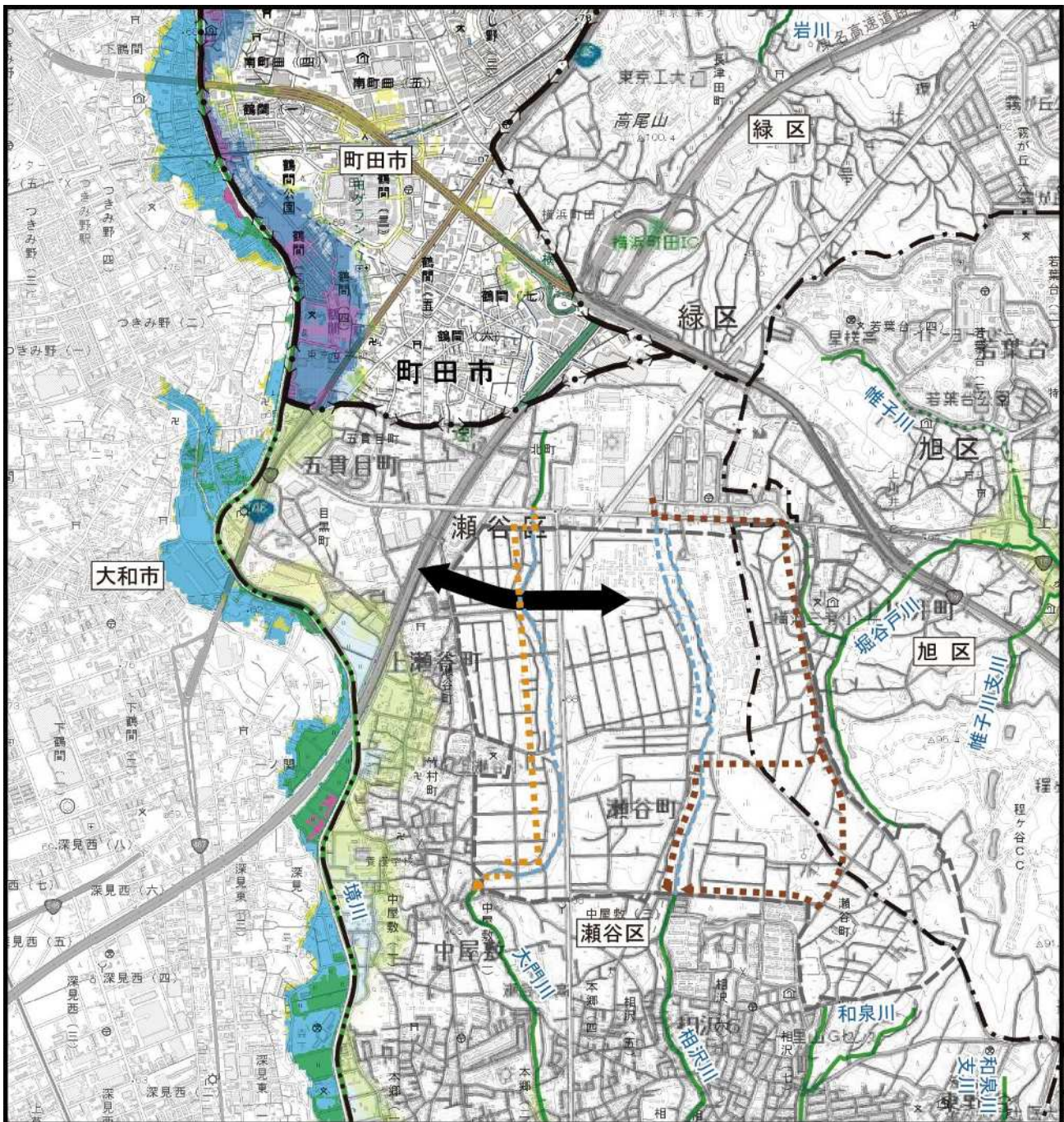
計画区域周辺には元禄型関東地震、東京湾北部地震、南海トラフ巨大地震において「液状化危険度が高い」、「液状化する可能性がある」、「液状化危険度は低い」とされる区域が一部存在していますが、大部分が「液状化危険度はかなり低い」となっています。

なお、相沢川と大門川は、現況ではコンクリート三面張りとなっておりますが、土地区画整理事業により切り回され、相沢川は部分的に暗渠化、大門川は雨水幹線として暗渠化される予定です。相沢川、大門川の切り回しについては図 2-48 に示すとおりです。

(6) 災害用井戸の状況

横浜市では、民間の協力の元、地震等災害時に洗浄水等飲料水以外の生活用水として活用できる井戸を「災害応急用井戸」に指定しており、町田市では「災害時協力井戸」、大和市では「災害用協力井戸」として指定しています。

調査区域における災害用井戸の分布状況は図 2-49 に示すとおりで、瀬谷区に 24 箇所、旭区に 13 箇所、緑区に 12 箇所、町田市に 14 箇所存在しています。なお、大和市は災害時協力井戸が 280 件登録されています(令和 3 年 3 月末現在の登録数)、場所は公表されていません。



凡例

←→ 計画区域

--- 土地区画整理事業実施区域

--- 都県界

--- 市界

--- 区界

--- 河川

浸水深ランク

横浜市

0~0.5m未満

0.5~3.0m未満

3.0~5.0m未満

5.0~10.0m未満

5.0m以上

町田市

0.1~0.5m未満

0.5~1.0m未満

1.0~2.0m未満

2.0~3.0m未満

3.0~5.0m未満

5.0~10.0m未満

大和市

0~0.5m未満

0.5~1.0m未満

1.0~3.0m未満

3.0~5.0m未満

5.0m以上

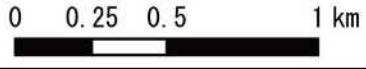
--- 切り回し対象区間

--- 相沢川切り回し (雨水幹線等の整備)

--- 大門川切り回し (雨水幹線の整備)

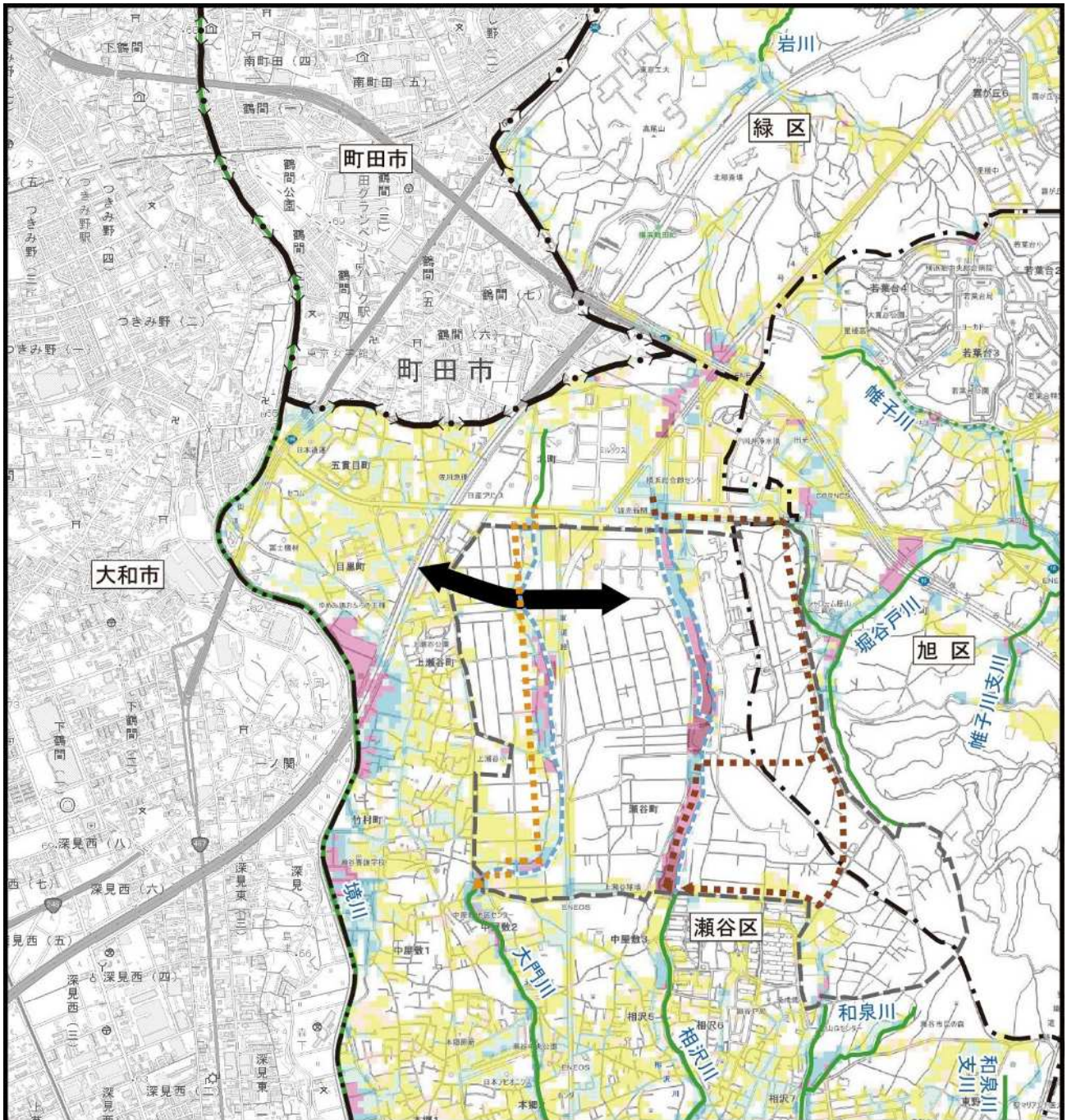


1:25,000



資料:「瀬谷区洪水ハザードマップ」(横浜市 令和4年5月)、「旭区洪水ハザードマップ」(横浜市 令和4年5月)、「緑区洪水ハザードマップ」(横浜市 令和4年5月)、「横浜市行政地図情報提供システム(わいわい防災マップ)」(横浜市ホームページ 令和6年3月閲覧)、「大和市防災マップ」(大和市 令和4年3月)、「町田市防災WEBポータル」(町田市 令和6年3月閲覧)、「横浜市 河川図」(横浜市ホームページ 令和6年3月閲覧)

図 2-46 洪水による浸水想定区域



凡例

←→ 計画区域

--- 土地区画整理事業実施区域

←・→ 都県界

--- 市界

--- 区界

--- 河川

浸水深ランク

0 ~ 2cm 未満

2cm ~ 20cm 未満

20cm ~ 50cm 未満

50cm ~ 1.0m 未満

1.0m ~ 2.0m 未満

2.0m 以上



1:25,000

0 0.25 0.5 1 km

--- 切り回し対象区間

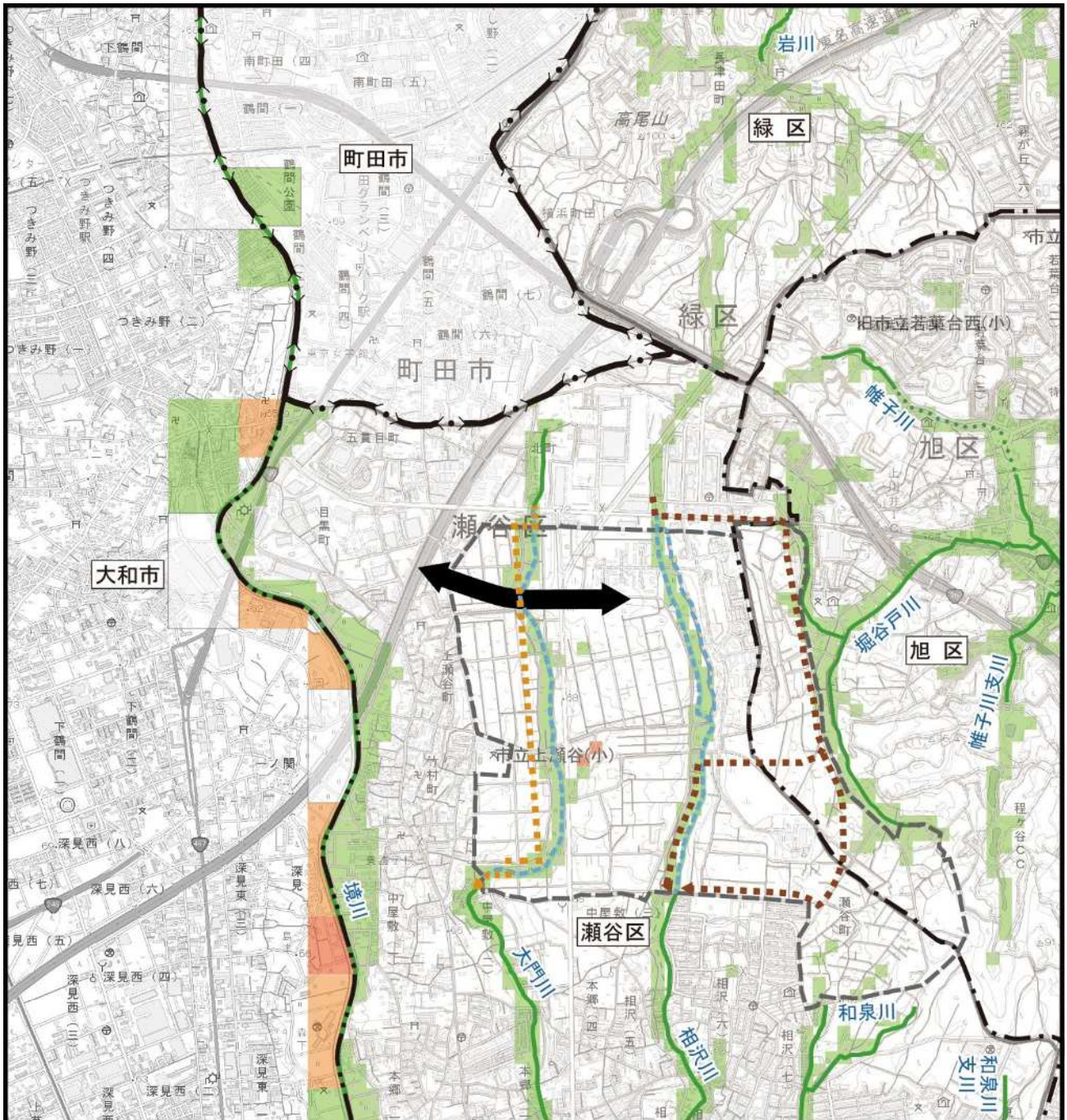
--- 相沢川切り回し (雨水幹線等の整備)

--- 大門川切り回し (雨水幹線の整備)

注1: 大和市、町田市は内水を対象としたハザードマップは公開されていません。

資料: 「瀬谷区内水ハザードマップ」(横浜市 令和4年5月)、「旭区内水洪水ハザードマップ」(横浜市 令和4年5月)、「緑区内水ハザードマップ」(横浜市 令和4年5月)、「横浜市行政地図情報提供システム(わいわい防災マップ)」(横浜市ホームページ 令和6年3月閲覧)、「横浜市 河川図」(横浜市ホームページ 令和6年3月閲覧)

図 2-47 内水による浸水想定区域



凡例

←→ 計画区域

--- 土地区画整理事業
実施区域

--- 都県界

--- 市界

--- 区界

--- 河川

液状化危険度

液状化危険度が高い: $15 < PL$

液状化する可能性がある: $5 < PL \leq 15$

液状化危険度は低い: $0 < PL \leq 5$

液状化危険度はかなり低い: $PL = 0$



1:25,000

0 0.25 0.5 1 km

--- 切り回し対象区間

--- 相沢川切り回し (雨水幹線の整備)

--- 大門川切り回し (雨水幹線の整備)

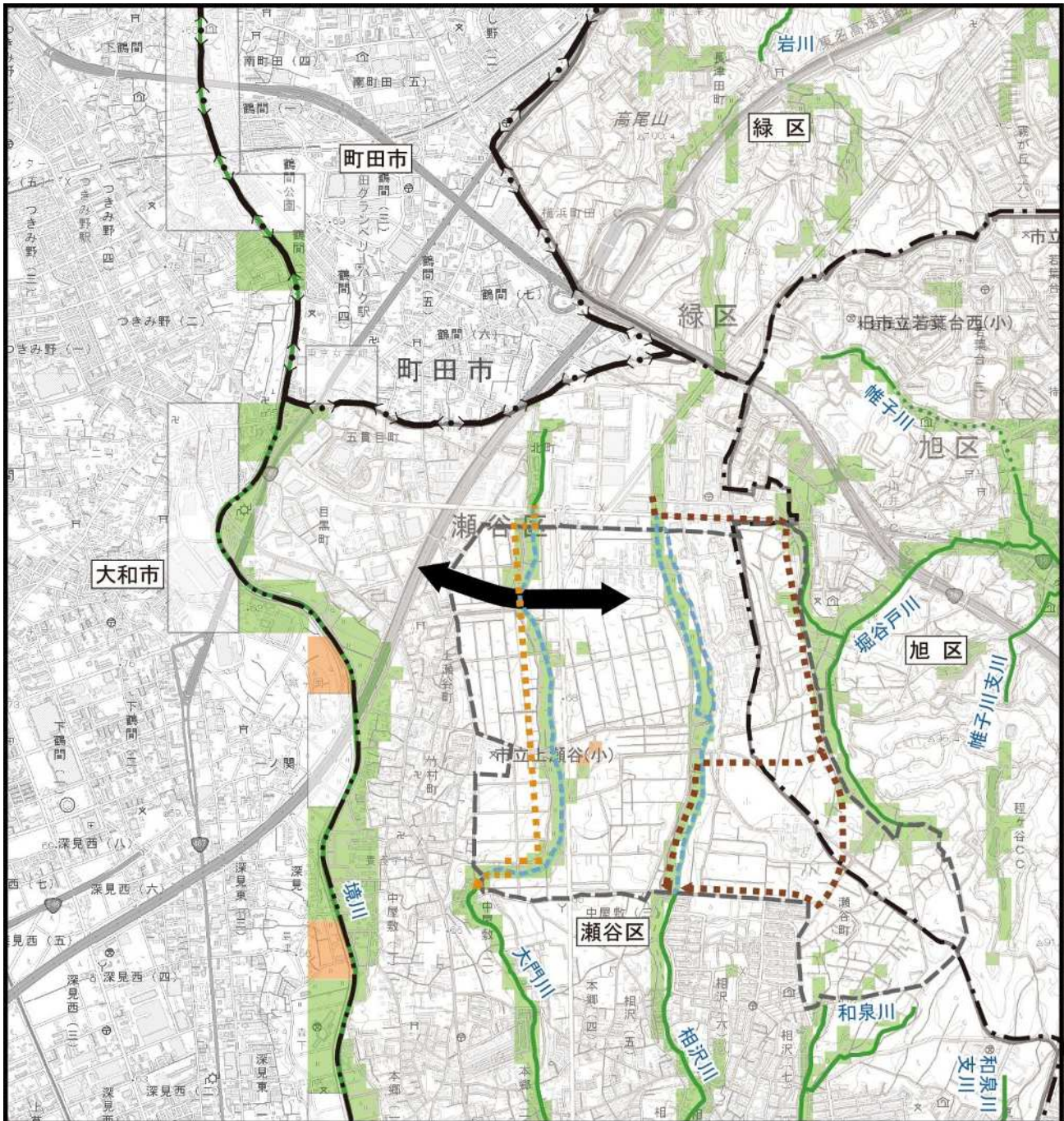
資料: 「元禄型関東地震被害想定 液状化マップ (瀬谷区、旭区、緑区)」 (平成 24 年 10 月作成)

(横浜市ホームページ 令和 6 年 3 月閲覧)

「e-かなマップ 液状化想定図 元禄型関東地震」 (神奈川県ホームページ 令和 6 年 3 月閲覧)

「首都直下地震等による東京の被害想定 (平成 24 年 4 月 18 日公表)」 (東京都防災ホームページ 令和 6 年 3 月閲覧)

図 2-48(1) 液状化マップ (元禄型関東地震)



凡例

←→ 計画区域

--- 土地区画整理事業
実施区域

⋯ 都界

--- 市界

- · - 区界

— 河川

液状化危険度

液状化危険度が高い: $15 < PL$

液状化する可能性がある: $5 < PL \leq 15$

液状化危険度は低い: $0 < PL \leq 5$

液状化危険度はかなり低い: $PL = 0$



1:25,000

0 0.25 0.5 1 km



--- 切り回し対象区間

--- 相沢川切り回し (雨水幹線等の整備)

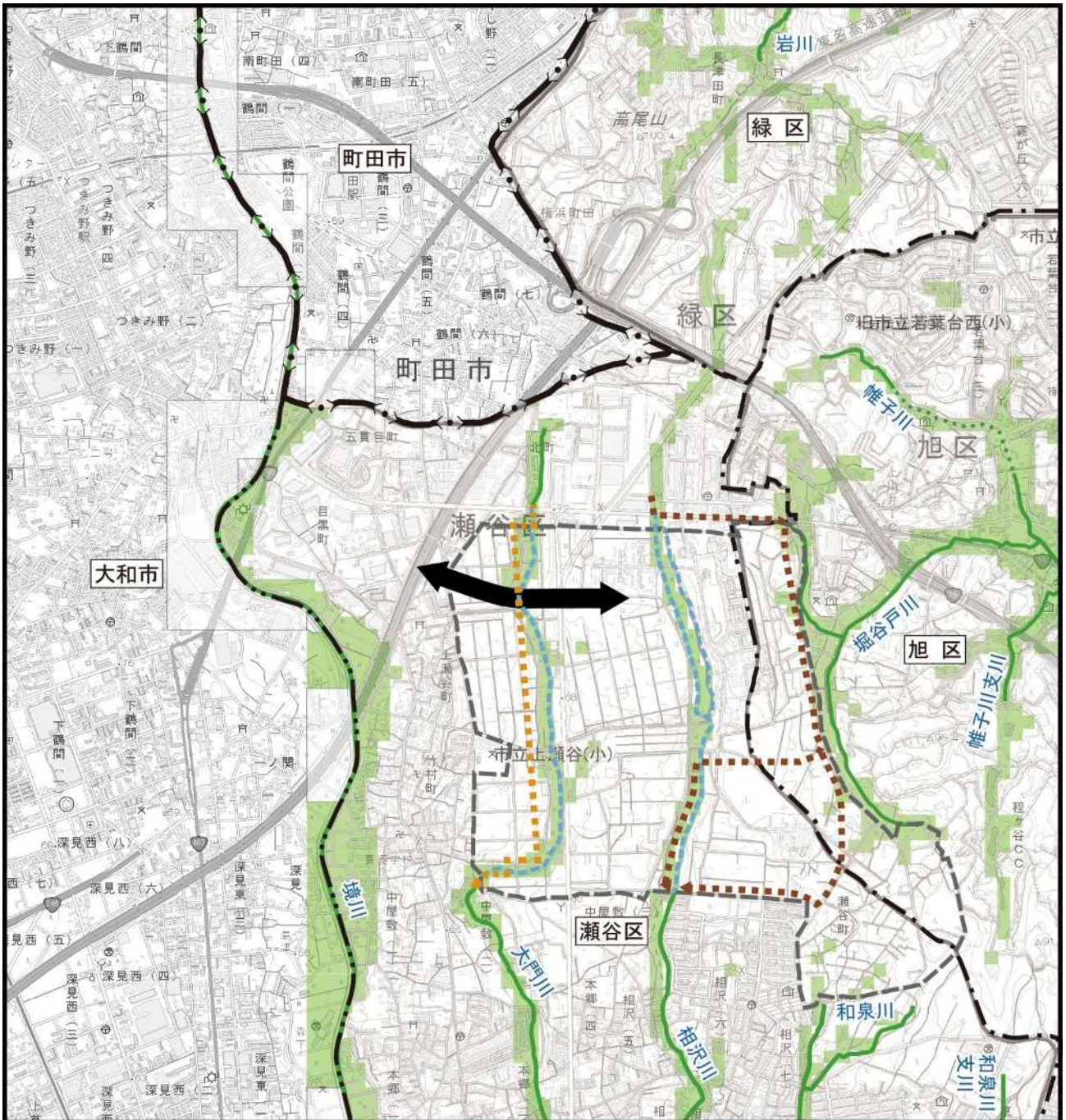
--- 大門川切り回し (雨水幹線の整備)

資料: 「東京湾北部地震被害想定 液状化マップ (瀬谷区、旭区、緑区)」 (平成 24 年 10 月作成)
(横浜市ホームページ 令和 6 年 3 月閲覧)

「e-かなマップ 液状化想定図 都心南部直下地震」 (神奈川県ホームページ 令和 6 年 3 月閲覧)

「首都直下地震等による東京の被害想定 (平成 24 年 4 月 18 日公表)」 (東京都防災ホームページ 令和 6 年 3 月閲覧)

図 2-48 (2) 液状化マップ (東京湾北部地震)



凡例

←→ 計画区域

--- 土地区画整理事業
--- 実施区域

--- 都県界

--- 市界

--- 区界

--- 河川

液状化危険度

液状化危険度が高い: $15 < PL$

液状化する可能性がある: $5 < PL \leq 15$

液状化危険度は低い: $0 < PL \leq 5$

液状化危険度はかなり低い: $PL = 0$



1:25,000

0 0.25 0.5 1 km



--- 切り回し対象区間

--- 相沢川切り回し (雨水幹線等の整備)

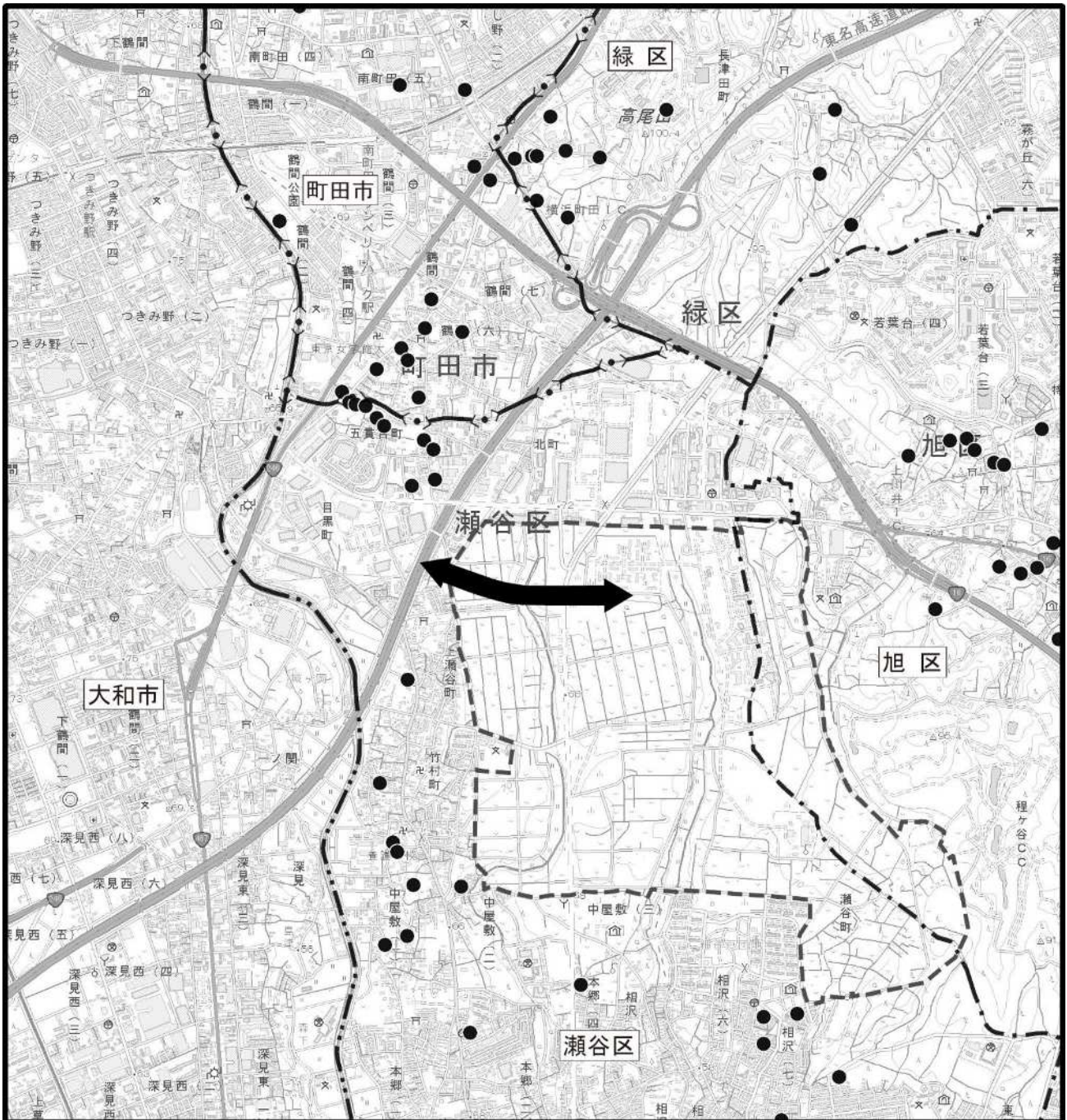
--- 大門川切り回し (雨水幹線の整備)

資料: 「南海トラフ巨大地震被害想定 液状化マップ (瀬谷区、旭区、緑区)」 (平成 24 年 10 月作成)
(横浜市ホームページ 令和 6 年 3 月閲覧)

「e-かなマップ 液状化想定図 南海トラフ巨大地震」 (神奈川県ホームページ 令和 6 年 3 月閲覧)

「南海トラフ巨大地震等による東京の被害想定 (平成 25 年 5 月 14 日公表)」 (東京都防災ホームページ 令和 6 年 3 月閲覧)

図 2-48(3) 液状化マップ (南海トラフ巨大地震)

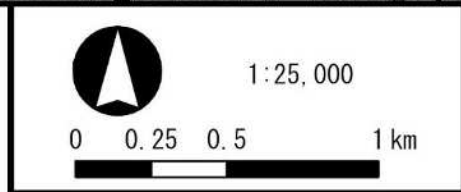


凡例

←→ 計画区域 - - - 土地区画整理事業実施区域

◁ ▷ 都県界 - - - 市界 - - - 区界

● 災害用井戸



資料：「横浜市行政地図情報提供システム（わいわい防災マップ）」（横浜市ホームページ 令和6年3月閲覧）
「町田市防災マップ〔南地区〕（令和4年9月発行）」（町田市ホームページ 令和6年3月閲覧）

図 2-49 災害用井戸

2.2.13 廃棄物の状況

(1) 一般廃棄物の状況

調査対象地域における一般廃棄物（ごみ）の状況は、表 2-56～表 2-58 に示すとおりです。計画区域のある横浜市では、令和4年度のごみと資源の総量は約116万トンで、前年度に比べ、約1.8万トン減少（約-1.5%）しています。

このうち、家庭系に区分されるごみと資源の総量^{注1}は約81.2万トン（資源集団回収含む）で前年度に比べ約2.5万トン減少（約-2.9%）、事業系に区分されるごみと資源の総量^{注2}は約34.9万トンで前年度に比べ約0.7万トン増加（約1.9%）となっています。

注1：家庭系に区分されるごみと資源の総量：表 2-56 に示す「家庭系ごみ量」、「家庭系資源化量」及び「資源集団回収」の総量。

注2：事業系に区分されるごみと資源の総量：表 2-56 に示す「事業系ごみ量」及び「事業系資源化量」の総量。

表 2-56 横浜市におけるごみと資源の総量

単位：トン

年度		平成 30 年度	令和元年度	令和 2 年度	令和 3 年度	令和 4 年度	
ごみと資源の総量		1,194,725	1,220,597	1,200,409	1,178,299	1,160,264	
処理内訳	ごみ量	家庭系	569,112	581,269	598,514	578,970	565,853
		埋立	182	312	316	307	286
		小計	569,295	581,581	598,830	579,277	566,139
		事業系	298,140	305,374	267,824	273,093	273,706
		埋立	2,914	3,692	2,610	2,746	2,655
		小計	301,053	309,066	270,434	275,838	281,362
	計	870,348	890,647	869,264	855,115	847,500	
	資源化量	缶	8,547	8,671	9,728	9,533	8,968
		びん	20,376	19,534	20,538	19,566	18,193
		ペットボトル	12,858	13,094	14,077	14,372	14,176
		ガラス残さ	4,213	4,354	4,907	5,098	5,011
		小さな金属類	4,446	4,648	5,276	4,726	4,256
		プラスチック製容器包装	47,979	48,817	51,129	50,094	48,276
		スプレー缶	593	611	620	619	611
古紙		1,190	1,209	1,254	973	968	
古布		519	508	467	426	387	
蛍光灯、電球		97	82	77	70	59	
乾電池		339	321	319	336	341	
粗大金属		5,792	6,704	7,209	7,077	6,533	
羽毛布団		12	10	8	12	12	
小型家電		56	61	85	91	95	
燃えないごみ		1,489	1,333	1,327	1,233	1,192	
その他 ^{注1}		185	60	0	0	0.4	
小計		108,693	110,018	117,023	114,225	109,079	
資源集団回収		157,458	152,637	149,022	142,784	136,438	
事業系	せん定枝	46,381	50,197	49,457	49,313	47,817	
	生ごみ	11,846	17,099	15,643	16,861	19,430	
	小計 ^{注2}	58,227	67,296	65,100	66,174	67,246	
計	324,377	329,950	331,145	323,183	312,763		
ごみ量	焼却	867,252	886,643	866,338	852,065	844,559	
	直接埋立	3,096	4,004	2,926	3,072	2,941	
	計	870,348	890,647	869,264	855,115	847,500	
資源化量	324,377	329,950	331,145	323,183	312,763		
焼却残さ	埋立	124,344	123,686	124,000	120,803	117,688	
	資源化	1,009	1,032	830	796	986	

注 1：せん定枝リサイクル実証実験における資源化量および水銀含有製品の回収事業における資源化量です。

注 2：事業系の資源化量には、市外から持ち込まれたものも含まれています。

事業系の資源化量は、学校給食及び許可を受けた事業者が資源化した量です。

注 3：表中の数値は整数表示をしているため、それぞれの数値を合計した場合、一致しないことがあります。

注 4：次の災害等から発生したごみ量は計上していません。

- ・令和元年の台風第 15 号による災害廃棄物 (2,139 トン)
- ・令和元年台風第 19 号による他都市からの搬入ごみ (神奈川県川崎市:187 トン、宮城県丸森町:163 トン)
- ・新型コロナウイルス対策によるダイヤモンド・プリンセス号からの受入廃棄物 (306 トン)

資料：「令和 5 年度 事業概要」(横浜市資源循環局政策調整部政策調整課 令和 6 年 3 月)

表 2-57 大和市におけるごみと資源の総量

単位：トン

年度	平成 30 年度	令和元年度	令和 2 年度	令和 3 年度	令和 4 年度	
総排出量	67,035	68,480	68,547	67,287	66,182	
ごみ総量	53,901	55,180	54,637	53,757	53,023	
燃やせるごみ	51,642	52,961	52,258	51,579	50,932	
燃やせないごみ	2,259	2,219	2,379	2,179	2,091	
資源回収量	13,134	13,301	13,911	13,530	13,159	
総資源化量	18,602	19,292	20,314	19,657	19,202	
資源回収量のうちのリサイクル量	11,461	12,320	13,012	12,657	12,351	
不燃物資源化	983	1,021	1,160	1,026	951	
不燃物リサイクル	913	949	1,092	956	882	
処理困難物資源化	69	72	67	71	70	
焼却灰資源化（溶融化等）	6,158	5,950	6,142	5,974	5,900	
資源分別回収実績 （自治会回収・資源選別 所持込み・拠点回収の合 計）	新聞	1,435	1,345	1,150	1,071	970
	雑誌	2,163	2,333	2,364	2,094	1,987
	段ボール	1,890	1,889	2,182	2,219	2,178
	紙パック	131	130	139	136	130
	古布	887	936	1,085	1,020	960
	びん	1,320	1,300	1,409	1,389	1,338
	アルミ	356	389	434	434	415
	鉄類	318	318	349	330	311
	ペットボトル	585	592	635	652	664
	白色トレイ	44	43	45	41	41
	紙製容器包装	886	870	859	871	882
	容器包装プラ	3,110	3,144	3,241	3,258	3,269
	廃食用油・たい肥	6	5	7	6	5
	使用済小型家電	4	8	11	10	9
	充電式電池	-	1	1	2	0
	合計	13,134	13,301	13,912	13,532	13,159

注 1：表中の数値は整数表示をしているため、それぞれの数値を合計した場合、一致しないことがあります。
資料：「令和 5 年度版 清掃事業の概要 令和 4 年度実績」（大和市環境施設農政部 令和 5 年 12 月）（大和市ホームページ 令和 6 年 3 月閲覧）

表 2-58 町田市におけるごみと資源の総量

単位：トン

年度		平成 30 年度	令和元年度	令和 2 年度	令和 3 年度	令和 4 年度		
収集・持込量	ごみ	可燃	収集分	62,692	63,665	65,795	64,086	62,802
			持込分	469	705	601	588	652
			事業系持込分	18,831	19,315	16,816	17,116	17,660
		計	81,992	83,685	83,212	81,790	81,114	
		不燃	収集分	6,771	7,209	7,995	7,418	6,810
			持込分	46	49	75	39	36
			計	6,817	7,258	8,070	7,457	6,846
		粗大	収集分	1,475	1,586	1,576	1,595	1,541
			持込分	1,356	1,647	1,705	1,903	1,978
			計	2,831	3,233	3,281	3,498	3,519
		有害	149	133	156	143	156	
		土砂・瓦礫	0	0	0	0	0	
	ごみ量小計	91,789	94,309	94,719	92,888	91,635		
	資源	収集分	ビン	2,764	2,721	2,914	2,774	2,664
			カン	921	933	1,058	1,048	995
			古紙	7,800	7,681	8,127	7,929	7,847
			古着・古布	1,034	1,099	1,296	1,200	1,114
			発泡トレイ	8	8	8	7	13
			紙パック	15	15	15	14	15
			ペットボトル	1,058	1,048	1,094	1,144	1,182
小型家電			7	6	7	9	10	
剪定枝			594	574	619	491	473	
容器包装プラスチック			438	408	429	828	849	
計		14,639	14,493	15,567	15,444	15,162		
持込分		リサイクル広場まちだ	99	107	89	86	96	
		剪定枝	1,073	993	994	1,138	931	
		計	1,172	1,100	1,083	1,224	1,027	
資源量小計		15,811	15,593	16,650	16,668	16,189		
合計（総ごみ量）		107,600	109,902	111,369	109,556	107,824		
集団回収量 （町内会・子ども会等 の回収）		ビン	214	208	205	197	187	
		カン	257	253	242	237	225	
	古紙	9,817	9,539	8,871	8,370	7,873		
	古着・古布	654	692	676	628	569		
	合計	10,942	10,692	9,994	9,432	8,854		
総合計（総ごみ量+集団回収量）	118,542	120,594	121,363	118,988	116,678			

注 1：表中の数値は整数表示をしているため、それぞれの数値を合計した場合、一致しないことがあります。
資料：「ごみ・資源の量」（町田市環境資源部環境政策課 令和 6 年 3 月閲覧）

(2) 産業廃棄物の状況

調査対象地域における産業廃棄物の状況は、表 2-59 のとおりです。

令和3年度の横浜市内における産業廃棄物発生量は、約 9,597 千トン（前年度比約 0.4%増加）であり、減量化量は約 6,634 千トン、再生利用量は約 2,688 千トン、最終処分量は約 275 千トンとなっています。また、令和3年度の神奈川県内における産業廃棄物排出量は約 17,140 千トン（前年度比約 1.3%減少）であり、減量化量は約 10,200 千トン、再生利用量は約 6,680 千トン、最終処分量は約 260 千トンとなっています。

なお、大和市、町田市は市ごとの産業廃棄物の発生量と処理状況が公表されていません。

また、調査区域における産業廃棄物処理施設の状況は表 2-60 に、分布状況は図 2-50 に示すとおりです。調査区域には中間処理施設が 14 箇所存在しています。

表 2-59(1) 産業廃棄物の状況（横浜市）

単位：千トン

項目	平成 29 年度	平成 30 年度	令和元年度	令和 2 年度	令和 3 年度
発生量	10,635	10,595	9,523	9,556	9,597
減量化量	6,580	7,697	6,510	6,602	6,634
再生利用量	3,835	2,449	2,842	2,665	2,688
最終処分量	219	450	170	290	275

資料：「横浜市環境管理計画年次報告書 資料編」
（横浜市環境創造局政策課ホームページ 令和6年3月閲覧）

表 2-59(2) 産業廃棄物の状況（神奈川県）

単位：千トン

項目	平成 21 年度	平成 30 年度	令和元年度	令和 2 年度	令和 3 年度
排出量	17,160	18,790	18,080	17,370	17,140
減量化量	8,910	11,550	10,890	10,600	10,200
再生利用量	7,110	6,910	6,910	6,500	6,680
最終処分量	1,140	340	280	270	260

資料：「神奈川県産業廃棄物実態調査」
（神奈川県環境農政局環境部資源循環推進課ホームページ 令和6年3月閲覧）

表 2-60 産業廃棄物処理施設の状況

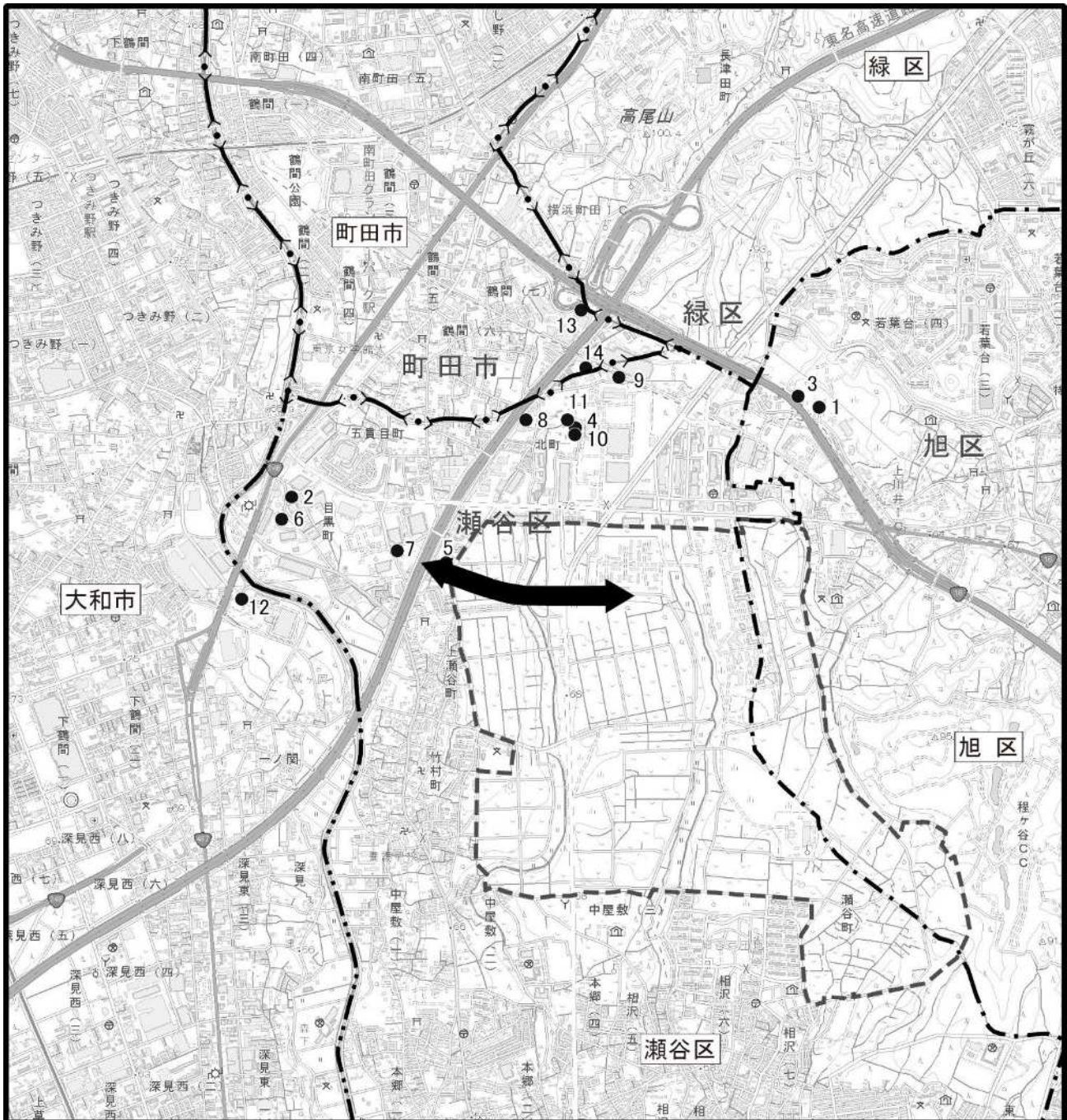
No.	事業者	所在地	処理形態
1	(株)池田商店	横浜市旭区上川井町 2446 外 6 筆及び移動式	中間処理 (破碎)
2	(株)ヴィンテージ	横浜市瀬谷区目黒町 16-12	中間処理 (破碎)
3	(株)カンキョーワークス	横浜市旭区上川井町字大貫谷 2444-7 外 7 筆	中間処理 (破碎、圧縮)
4	木村管工(株)	横浜市瀬谷区北町 20-20	中間処理 (破碎、圧縮、選別)
5		横浜市瀬谷区上瀬谷町 46-1	中間処理 (圧縮)
6		横浜市瀬谷区目黒町 9-7 外 1 筆	中間処理 (分級、造粒固化、破碎)
7	(株)佐藤渡辺	横浜市瀬谷区目黒町 36-2	中間処理 (破碎)
8	ダイシン産業(株)	横浜市瀬谷区北町 28-1 外 6 筆	中間処理 (破碎、圧縮、選別)
9		横浜市瀬谷区北町 12-1 外 19 筆	中間処理 (破碎)
10	(株)早船	横浜市瀬谷区北町 20-3	中間処理 (破碎、切断)
11	前田道路(株)	横浜市瀬谷区北町 20-13	中間処理 (破碎)
12	大和アスコン(株)	大和市下鶴間 2594	中間処理 (破碎)
13	(有)町田環境リサイクル	町田市鶴間七丁目 22-30	中間処理 (破碎)
14	(株)永野紙興	町田市鶴間七丁目 25-1	中間処理 (圧縮梱包、破碎)

注 1 : 表中の No. は図 2-50 に対応しています。

資料 : 「産業廃棄物処理業者名簿」(横浜市ホームページ 令和 6 年 3 月閲覧)

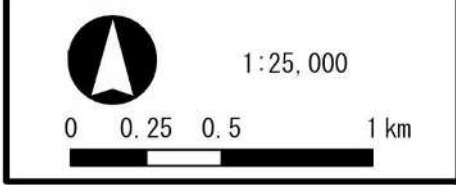
「産業廃棄物処理業者名簿」(神奈川県ホームページ 令和 6 年 3 月閲覧)

「東京都産業廃棄物処理業者検索」(東京都ホームページ 令和 6 年 3 月閲覧)



凡例

- ←→ 計画区域 (Dashed line)
- ⋯⋯ 土地区画整理事業実施区域 (Dashed line)
- 都県界 (Dashed line)
- 市界 (Dashed line)
- 区界 (Dashed line)
- 産業廃棄物処理施設



注1：図中のNo. は表 2-60 に対応しています。

資料：「産業廃棄物処理業者名簿」（横浜市ホームページ 令和6年3月閲覧）

「産業廃棄物処理業者名簿」（神奈川県ホームページ 令和6年3月閲覧）

「東京都産業廃棄物処理業者検索」（東京都ホームページ 令和6年3月閲覧）

図 2-50 産業廃棄物処理施設の状況

2.2.14 法令等の状況

本事業及び計画区域に係る主な環境関連法令等は、表 2-61 に示すとおりです。

表 2-61(1) 本事業及び計画区域に係る環境関連法令等

項目		関連法令	本事業との関係
環境 関連	公害 防止	環境基本法	○
		神奈川県環境基本条例	—
		横浜市環境の保全及び創造に関する基本条例	○
		神奈川県生活環境の保全等に関する条例	—
		横浜市生活環境の保全等に関する条例	○
		環境影響評価法	—
		神奈川県環境影響評価条例	—
		横浜市環境影響評価条例	○
		横浜市開発事業の調整等に関する条例	—
		環境への負荷の低減に関する指針（事業所の配慮すべき指針）	○
		生活環境保全推進ガイドライン	○
	環境計画等	横浜市環境管理計画	○
	大気汚染	大気汚染防止法	○
		自動車から排出される窒素酸化物及び粒子状物質の特定地域における総量の削減等に関する特別措置法	○
		神奈川県自動車排出窒素酸化物及び粒子状物質総量削減計画	○
	水質汚濁	水質汚濁防止法	○
		下水道法	○
		横浜市下水道条例	○
	土壌汚染	土壌汚染対策法	○
		農用地の土壌の汚染防止等に関する法律	—
	騒音	騒音規制法	○
	振動	振動規制法	○
	地盤沈下	工業用水法	—
		建築物用地下水の採取の規制に関する法律	—
	悪臭	悪臭防止法	—
	廃棄物	循環型社会形成推進基本法	○
		廃棄物の処理及び清掃に関する法律	○
		資源の有効な利用の促進に関する法律	○
		プラスチックに係る資源循環の促進等に関する法律	○
		容器包装に係る分別収集及び再商品化の促進等に関する法律	—
		食品循環資源の再利用等の促進に関する法律	—
		建設工事に係る資材の再資源化等に関する法律	○
		横浜市廃棄物等の減量化、資源化及び適正処理等に関する条例	○
		神奈川県土砂の適正処理に関する条例	○
		横浜市空き缶等及びびび吸い殻等の散乱の防止に関する条例	○
		神奈川県廃棄物の不適正処理の防止等に関する条例	○
		神奈川県ポリ塩化ビフェニル廃棄物処理計画	—
		大気汚染防止法・神奈川県生活環境の保全等に関する条例	—
		ヨコハマ プラ 5.3 ごみ計画（横浜市一般廃棄物処理基本計画）	○
	神奈川県循環型社会づくり計画	○	
	日照障害	建築基準法	—
横浜市建築基準条例		—	
横浜市中高層建築物等の建築及び開発事業に係る住環境の保全等に関する条例		—	
横浜市地区計画の区域内における建築物の制限に関する条例		—	

表 2-61(2) 本事業及び計画区域に係る環境関連法令等

項目	関連法令	本事業との関係	
環境関連	ダイオキシン類	ダイオキシン類対策特別措置法	—
	有害化学物質	特定化学物質の環境への排出量の把握等及び管理の改善の促進に関する法律	—
	グリーン調達	グリーン購入法（国等による環境物品等の調達の推進等に関する法律）	○
自然環境保全	自然環境一般	生物多様性基本法	○
		遺伝子組換え生物等の使用等の規制による生物の多様性の確保に関する法律（カルタヘナ法）	—
		地域における多様な主体の連携による生物の多様性の保全のための活動の促進等に関する法律	—
		神奈川県自然環境保全条例	—
		神奈川県里地里山の保全、再生及び活用の促進に関する条例	—
		横浜自然観察の森条例	—
		緑の環境をつくり育てる条例	○
		かながわ生物多様性計画 [2024-2030]	○
		横浜水と緑の基本計画	○
		横浜みどりアップ計画 [2024-2028]	○
		緑化地域制度	○
		横浜つながりの森構想	—
		横浜市森づくりガイドライン	—
		これからの緑の取り組み [2024-2028]	○
	生物多様性保全上重要な里地里山	○	
	国立公園、県立自然公園、都市公園等	自然公園法	—
		都市公園法	—
		神奈川県立自然公園条例	—
		神奈川県都市公園条例	—
		横浜市公園条例	—
	自然環境保全地域	自然環境保全法	—
		神奈川県自然環境保全条例	○
	世界遺産（自然遺産）	世界の文化遺産及び自然遺産の保護に関する条約	—
	風致地区	都市計画法	—
		風致地区条例（神奈川県）	—
		横浜市風致地区条例	—
	特別緑地保全地区	都市緑地法	—
近郊緑地保全区域	首都圏近郊緑地保全法	—	
敷地内緑化、施設の設置	緑の環境をつくり育てる条例（横浜市）	○	
	横浜市緑化地域に関する条例	○	
生産緑地地区	生産緑地法	○	
農用地区域	農業振興地域の整備に関する法律	○	
農業専用地区	横浜市農業専用地区設定要綱	—	
	横浜市都市農業推進プラン [2024-2028]	○	
鳥獣保護区	鳥獣の保護及び狩猟の適正化に関する法律	—	
野生生物	絶滅のおそれのある野生動植物の種の保存に関する法律	○	
	特定外来生物による生態系等に係る被害の防止に関する法律	—	
ラムサール条約湿地	特に水鳥の生息地として国際的に重要な湿地に関する条約	—	
自然再生	自然再生推進法	—	
	かながわ水源環境保全・再生施策大綱	—	

表 2-61 (3) 本事業及び計画区域に係る環境関連法令等

	項目	関連法令	本事業との関係	
災害防止	保安林	森林法	—	
	砂防指定地	砂防法	—	
		神奈川県砂防指定地の管理に関する条例	—	
	海岸保全地域	海岸法	—	
	港湾区域	港湾法	—	
	宅地造成工事規制区域	宅地造成等規制法	○	
	地すべり防止地区	地すべり等防止法	—	
	急傾斜地崩壊危険区域	急傾斜地の崩壊による災害の防止に関する法律	—	
	土砂災害警戒区域	土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律	—	
	河川保全区域	河川法	—	
	航空障害	航空法	—	
	防災	神奈川県地域防災計画～地震災害対策計画～	○	
		横浜市防災計画	○	
	防火・危険物等の取り扱い	消防火・危険物等の取り扱い	消防法	○
			横浜市火災予防条例	○
			特定化学物質の環境への排出量の把握等及び管理の改善の促進に関する法律	—
放射性同位元素等の規制に関する法律			—	
毒物及び劇物取締法			—	
化学物質の適正な管理に関する指針（神奈川県）			—	
化学物質の適正な管理に関する指針（横浜市）			—	
神奈川県内消防広域応援実施計画			—	
地球環境保全	温暖化対策	地球温暖化対策の推進に関する法律	○	
		横浜市地球温暖化対策実行計画	○	
		エネルギー政策基本法	○	
		エネルギーの使用の合理化及び非化石エネルギーへの転換等に関する法律	○	
		横浜市脱炭素社会の形成の推進に関する条例	○	
		建築物のエネルギー消費性能の向上に関する法律	—	
		非化石エネルギーの開発及び導入の促進に関する法律	—	
		バイオマス活用推進基本法	—	
		フロン類の使用の合理化及び管理の適正化に関する法律	○	
		新エネルギー利用等の促進に関する特別措置法	—	
		環境情報の提供の促進等による特定事業者等の環境に配慮した事業活動の促進に関する法律	○	
		神奈川県地球温暖化対策推進条例	○	
		再生可能エネルギー電気の利用の促進に関する特別措置法	—	
		フロン類の使用の合理化及び特定製品に使用されるフロン類の管理の適正化に関する指針	○	
		横浜市ヒートアイランド対策取組方針	○	
		神奈川県事務事業温室効果ガス排出抑制計画	—	
		神奈川県循環型社会づくり計画	○	

表 2-61(4) 本事業及び計画区域に係る環境関連法令等

項目		関連法令	本事業との関係
その他	景観	景観法	○
		神奈川県景観条例	○
		横浜市魅力ある都市景観の創造に関する条例	○
		都市の美観風致を維持するための樹木の保存に関する法律	—
		古都における歴史的風土の保存に関する特別措置法	—
		屋外広告物法	○
		神奈川県屋外広告物条例	—
		横浜市屋外広告物条例	○
		横浜市景観計画	○
		神奈川景観づくり基本方針	○
		横浜市景観ビジョン	○
		横浜市公共事業景観ガイドライン	○
		まちづくり方針	土地区画整理法
	駐車場法		—
	横浜市駐車場条例		—
	横浜市放置自動車及び沈船等の発生の防止及び適正な処理に関する条例		—
	横浜市基本構想（長期ビジョン）		○
	横浜市中期4か年計画 2022～2025		○
	横浜市都市計画マスタープラン・区プラン		○
	地区計画・建築協定		○
	都市計画区域の整備、開発及び保全の方針		○
	首都圏郊外の新しい環境空間の創造方策と管理に関する調査		○
	街づくり協議地区制度		—
	横浜都市交通計画		○
	横浜市米軍施設返還跡地利用行動計画		○
	旧上瀬谷通信施設における国際園芸博覧会 基本構想案		○
	旧上瀬谷通信施設土地利用基本計画		○
	横浜市 SDGs 未来都市計画（2022～2025）	○	
	文化財	文化財保護法	○
		神奈川県文化財保護条例	—
		横浜市文化財保護条例	○
	その他	環境教育等による環境保全の取組の促進に関する法律	○
		横浜市環境教育基本方針	—
光害対策ガイドライン		○	
横浜市環境と地域経済の融合推進方針		—	
工事中の歩行者に対するバリアフリー推進ガイドライン		○	

2.3 調査地域における地域特性の概要

「2.2 地域の概況」の調査結果から要約される、計画区域及びその周辺における地域特性の概要は、表 2-62 に示すとおりです。

計画区域の西側については大部分が工業系、南側の一部は住居系の用途地域に指定されており、東名高速道路の東側はおおむね低層の建物、一部高層の建物として利用されています。東名高速道路の西側はおおむね工場として利用されています。

計画区域の東側が含まれる上瀬谷地区では、令和4年4月に土地区画整理事業が都市計画決定され、土地区画整理法に基づく手続きを経て、令和4年10月に事業計画決定されました。土地区画整理事業の土地利用計画により、「農業振興地区」、「観光・賑わい地区」、「物流地区」、「公園・防災地区」が配置されました。

表 2-62(1) 地域特性の概要

項目	地域特性の概要
気象の状況	<ul style="list-style-type: none"> 横浜地方気象台(横浜市中区山手町)における令和5年の気象の状況は、平均気温18.0℃、平均風速3.6m/s、最多風向は北、降水総量1,377mmとなっています。(p.2-2 2.2.1 気象の状況)
地形、地質、地盤の状況 (地形)	<ul style="list-style-type: none"> 計画区域及びその周辺の地形は、主に武蔵野段丘面群、立川段丘面群及び盛土地となっており、標高はおおむね50m以上80m未満です。(p.2-4 (1) 地形の状況) 調査区域には、保全すべき地形として長津田町の谷津田景観があります。(p.2-4 (1) 地形の状況)
(地質)	<ul style="list-style-type: none"> 計画区域及びその周辺には武蔵野ローム層、立川ローム層等が分布しており、川沿いには沖積層が分布しています。(p.2-4 (2) 地質の状況)
(地盤)	<ul style="list-style-type: none"> 計画区域及びその周辺の土壌は、厚層多腐植質黒ボク土、腐植質黒ボクグライ土及び人工改変台地土が分布しています。(p.2-10 (3) 地盤の状況) 調査区域の大部分は丘陵地及び台地面となっており、軟弱地盤の層厚は0～5mとなっています。(p.2-10 (3) 地盤の状況)
水循環の状況 (水象の状況)	<ul style="list-style-type: none"> 計画区域内及びその周辺には、大門川及び相沢川が流れています。計画区域周辺では、東側には帷子川及び堀谷戸川、南東側には和泉川、西側には境川が流れています。(p.2-13 (1) 水象の状況) 計画区域の東側及び南東側には、湧水が分布しています。(p.2-17 図2-10)
(水利用の状況)	<ul style="list-style-type: none"> 計画区域周辺に水道水源として取水されている河川水はありません。(p.2-18 (2) 水利用の状況)
(地下水の利用の状況)	<ul style="list-style-type: none"> 地下水利用施設は、計画区域周辺には「株式会社佐藤渡辺 関東支社 横浜合材工場」、「ゆめみ処おふろの王様 瀬谷店」の2施設があります。(p.2-19 (3) 地下水等の利用の状況)
(下水道の整備状況)	<ul style="list-style-type: none"> 計画区域が位置する瀬谷区では、下水道処理人口普及率が99%、下水道処理面積普及率が66.1%となっています。(p.2-22 (4) 下水道の整備状況)
植物、動物の状況 (植物)	<ul style="list-style-type: none"> 計画区域及びその周辺の現存植生は、主に畑雑草群落、市街地、緑の多い住宅地の他に、小規模な範囲でクヌギ-コナラ群集、低木群落、ゴルフ場・芝地、水田雑草群落、スギ・ヒノキ・サワラ植林、路傍・空地雑草群落が分布しています。(p.2-24 ②植生の概要) 調査区域周辺で確認されている重要な種としては、植物ではサンショウモ、タコノアシ等220種が確認されています。(p.2-30～34 ア.重要な種) 調査区域には植物の重要な群落等として植生自然度9のシラカシ群集が分布していますが、計画区域内には分布していません。(p.2-35 イ.重要な群落等) 調査区域には名木古木が6件(6本)指定されていますが、計画区域内にはありません。(p.2-37 ウ.巨樹・巨木林等)

表 2-62(2) 地域特性の概要

項目	地域特性の概要
植物、動物の状況 (動物)	<ul style="list-style-type: none"> 調査区域周辺で確認されている重要な種としては、哺乳類ではキツネ、イタチの2種、鳥類ではヒバリ、オオタカ等68種、爬虫類ではアオダイショウ等5種、両生類ではニホンアカガエル等8種、昆虫類等102種、魚類ではホトケドジョウ等18種、陸産貝類6種、底生動物6種が確認されています。(p. 2-42～55 ②動物の重要な種) 調査区域内には、動物の注目すべき生息地として、計画区域の東部のホタル生息確認地域、トンボ池等主なエコアップスポット(点のビオトープ)があり、それらを含む重要な自然環境のまとまりの場として、計画区域内は生物多様性保全上重要な里地里山に選定されているほか、緑の10大拠点に含まれています。(p. 2-56～61 図2-21 動物の注目すべき生息地及び重要な自然環境のまとまりの場)
人口、産業の状況	<ul style="list-style-type: none"> 瀬谷区では、人口は減少傾向にあります。世帯数は増加傾向がみられます。(p. 2-64 (1) 人口の状況) 瀬谷区では、事業所数、従業者数ともに「卸売業、小売業」が最も多くなっています。(p. 2-65 (2) 産業の状況)
土地利用の状況	<ul style="list-style-type: none"> 計画区域内及びその周辺は主に低層建物及びその他の農用地であり、一部が農業振興地域又は農用地に指定されています。(p. 2-67、70、72 2.2.6 土地利用状況) 計画区域及びその周辺は、工業地域、準工業地域及び市街化調整区域に指定されており、南西部の一部は第1種低層住居専用地域、第1種住居地域に、北東部の一部は近隣商業地域に指定されています。(p. 2-69 ④都市計画に基づく用途地域)
交通、運輸の状況 (道路交通)	<ul style="list-style-type: none"> 計画区域は、東名高速道路及び区画3号線に接続し、環状4号線と交差します。また、計画区域の周辺には、北側から東側に一般国道16号、北側から西側に一般国道246号、西側から南側に一般国道467号が通っています。バス路線は4社が運行しています。(p. 2-77 (1) 道路交通の状況)
(鉄道)	<ul style="list-style-type: none"> 鉄道は計画区域の北側に東急田園都市線、南西側に小田急江ノ島線があります。計画区域の最寄りの駅は、東急田園都市線の南町田グランベリーパーク駅です。(p. 2-77 (2) 鉄道の状況)
公共施設等の状況	<ul style="list-style-type: none"> 調査区域内には、保育所・幼稚園が34施設、小学校が8校、中学校が3校、高等学校が5校、特別支援学校が3校、専修学校が2校、大学が1校存在し、計画区域周辺の主な教育機関等は2施設があります。(p. 2-81 (1) 主な教育機関等) 調査区域内には、主な医療機関が6施設あります。(p. 2-81 (2) 主な医療機関等) 調査区域内には、市役所庁舎が2施設、消防署が3施設、郵便局が9施設あります。(p. 2-81 (3) 主な官公庁等) 調査区域内には、福祉施設が54施設あります。(p. 2-81 (4) 主な福祉施設等) 調査区域内には、各地区センターやコミュニティハウス、図書館等の市民利用施設が16施設あります。(p. 2-81 (5) その他の市民利用施設等) 調査区域内においては、主な公園・緑地等が100施設存在しており、計画区域周辺には「上瀬谷公園」、「目黒町公園」があります。(p. 2-82 (6) 主な公園・緑地等)
景観及び人と自然との触れ合いの活動の場の状況 (景観)	<ul style="list-style-type: none"> 計画区域及びその周辺は、なだらかな傾斜をもつ緑豊かな丘陵地、農用地を中心としたのどかな景観や住居系の用途地域、準工業地域、工業地域となっています。また、春には、海軍道路沿いの桜並木などが良好な景観を形成しています。計画区域からは西方向から西南西方向に丹沢の山並みが眺望でき、その奥に、富士山の山頂部のごく一部が眺望できます。(p. 2-94 (1) 景観)
(人と自然との触れ合いの活動の場)	<ul style="list-style-type: none"> 調査区域における触れ合い活動の場としては、「鎌倉古道 北コース」等のハイキングコース、「瀬谷市民の森」、「上川井市民の森」などのほか、計画区域の中央を通る海軍道路をはじめ、瀬谷中央公園、野境道路、さくらの散歩道は、桜の見どころスポットとなっています。(p. 2-98 (2) 人と自然との触れ合いの活動の場の状況)
文化財等の状況	<ul style="list-style-type: none"> 調査区域においては56件の指定・登録文化財等があり、計画区域周辺には6件が分布しています。(p. 2-101 (1) 指定・登録文化財) 調査区域においては99件の埋蔵文化財包蔵地があり、計画区域周辺には3件が分布しています。(p. 2-104 (2) 埋蔵文化財の状況)

表 2-62(3) 地域特性の概要

項目	地域特性の概要
公害の状況 (公害苦情処理件数)	<ul style="list-style-type: none"> ・瀬谷区の公害苦情総数は 55 件であり、公害苦情が多い項目は悪臭 (17 件)、大気汚染 (14 件) となっています。(p. 2-108 (1) 公害苦情処理件数)
(大気汚染の状況)	<ul style="list-style-type: none"> ・各測定局の最新 5 年分 (平成 30 年度～令和 4 年度) の経年変化をみると、二酸化硫黄、浮遊粒子状物質、一酸化炭素、二酸化窒素、微小粒子状物質は、調査区域内で測定が行われた全ての地点において全ての年度で環境基準に適合していました。(p. 2-109 (2) 大気汚染の状況) ・光化学オキシダントは一般環境大気測定局でのみ測定されており、全ての年度で環境基準に不適合でしたが、これは全国的にも同様の傾向です。(p. 2-109 (2) 大気汚染の状況) ・ダイオキシン類は、瀬谷区南瀬谷小学校測定局と緑区三保小学校で測定されており、全ての年度で環境基準に適合していました。(p. 2-109 (2) 大気汚染の状況)
(水質汚濁の状況)	<ul style="list-style-type: none"> ・調査区域内の河川の水質測定地点は 1 地点のみであり、境川の測定地点「鶴間橋 (大和市)」の pH、BOD、SS、DO は最近 3 年間 (平成 30 年度～令和 2 年度) において環境基準に適合していました。(p. 2-117 ①河川の水質) ・旭区下川井町では平成 30 年度及び令和 2 年～令和 4 年度に硝酸性窒素及び亜硝酸性窒素の環境基準に不適合でした。緑区長津田町では令和元年度と令和 3 年度に硝酸性窒素及び亜硝酸性窒素の環境基準に不適合でした。(p. 2-118 ②地下水の水質)
(土壌汚染の状況)	<ul style="list-style-type: none"> ・調査区域内には、土壌汚染対策法に基づく形質変更時要届出区域が 1 箇所、横浜市生活環境の保全等に関する条例に基づく条例形質変更時要届出区域が 1 箇所あります。なお、令和元年度及び令和 3 年度～令和 4 年度に上瀬谷地区において防衛省による土壌汚染調査が行われており、一部区画において土壌の汚染が確認されています。(p. 2-119 (4) 土壌汚染の状況)
(騒音の状況)	<ul style="list-style-type: none"> ・道路交通騒音の令和元年度以降の測定結果は、一般国道 16 号 (町田市鶴間七丁目 32)、一般国道 246 号 (町田市鶴間五丁目 15) は昼間と夜間ともに、一般国道 16 号 (大和市下鶴間 504-1 地先)、一般国道 246 号 (大和市深見西八丁目 5 付近) は夜間において環境基準に不適合でした。(p. 2-122 ①道路交通騒音) ・一般環境騒音の測定結果は、等価騒音レベルについては、大和市下鶴間字甲一号 80-72 で環境基準に適合していました。(p. 2-123 ②一般環境騒音)
(振動の状況)	<ul style="list-style-type: none"> ・道路交通振動の令和 2 年度以降の測定結果は、全ての地点で要請限度を下回っていました。(p. 2-125 ①道路交通振動)
(悪臭の状況)	<ul style="list-style-type: none"> ・調査区域において、公的機関による悪臭の測定はなされていません。また、計画区域及びその周辺には著しい悪臭の発生源はみられません。(p. 2-126 (7) 悪臭の状況)
(地盤沈下の状況)	<ul style="list-style-type: none"> ・瀬谷区の観測水準点は 13 地点であり、そのうち沈下点数は 11 地点で、いずれも沈下量は 10mm 未満となっています。(p. 2-126 (8) 地盤沈下の状況)
災害の状況 (災害による被害発生状況)	<ul style="list-style-type: none"> ・瀬谷区における令和 5 年の被害総数は人的被害が 0 人、住家被害が 0 棟、非住家被害が 1 棟、田畑被害が 0 ha、その他の被害が 2 件 (箇所) となっています。(p. 2-129 (1) 災害による被害の発生状況)
(地震マップ)	<ul style="list-style-type: none"> ・調査区域では、元禄型関東地震で震度 6 弱～6 強、東京湾北部地震で震度 5 強～6 弱、南海トラフ巨大地震で震度 5 弱～6 弱の揺れが想定されています。(p. 2-131 (2) 地震マップ)
(土砂災害関係法令による指定状況)	<ul style="list-style-type: none"> ・計画区域の北西部付近が土砂災害警戒区域に指定されていますが、砂防指定地、地すべり防止区域、急傾斜地崩壊危険区域、土砂流出防備保安林及び土砂崩壊防備保安林に指定された区域はありません。(p. 2-135 (3) 土砂災害関係法令による指定状況)
(浸水のおそれのある区域)	<ul style="list-style-type: none"> ・調査区域には洪水による浸水想定区域、内水による浸水想定区域が主に河川沿いに分布しています。内水による浸水想定区域は、計画区域の南西で境川付近において浸水深が 1.0m～2.0m 未満がみられます。また、計画区域の東側の相沢川沿いにおいて浸水深が主に 50cm～1.0m 未満、計画区域中央部を流れる大門川沿いにおいて浸水深が 20cm～50 cm 未満及び 2 cm～20 cm 未満の地域が散在しています。(p. 2-137 (4) 浸水のおそれのある区域)

表 2-62(4) 地域特性の概要

項目	地域特性の概要
<p>災害の状況 (液状化の可能性が高いと想定される地域)</p>	<p>・地震発生時の液状化危険度について、計画区域周辺には「液状化危険度が高い」、「液状化する可能性がある」、「液状化危険度は低い」とされる区域が一部存在していますが、大部分が「液状化危険度はかなり低い」となっています。(p. 2-137 (5) 液状化の可能性が高いと想定される地域)</p>
<p>廃棄物の状況</p>	<p>・横浜市的一般廃棄物について、令和4年度のごみと資源の総量は約116万トンで、前年度に比べ、約1.8万トン減少(約-1.5%)しています。(p. 2-144 (1) 一般廃棄物の状況)</p> <p>・横浜市の令和3年度の産業廃棄物発生量は約9,597千トンで、前年度に比べ約0.4%増加しています。調査区域には、中間処理施設が14箇所存在しています。(p. 2-148 (2) 産業廃棄物の状況)</p>
<p>法令等の状況</p>	<p>・本事業や計画区域に係る主な環境関連法令等は、「環境基本法」、「横浜市環境の保全及び創造に関する基本条例」「横浜市生活環境の保全等に関する条例」等の総合的な法令を始め、公害防止、自然環境保全、災害防止、地球環境保全、景観、まちづくり等、様々な法令等があります。本事業実施にあたっては、これらの関連ある法令等を遵守します。(p. 2-151 2.2.14 法令等の状況)</p>